

## 戦前期における東京大学演習林をめぐる縮小論議 ——国有財産整理事業における東大の対応——

奥 山 洋一郎\*

### The Discussion for the Reduction of The Tokyo University Forests in the Prewar Period

—The Response of The University of Tokyo to the Project  
for Rearranging National Property—

Yoichiro OKUYAMA\*

#### 目 次

第I章 はじめに .....	152
1. 研究の背景と方法 .....	152
2. 先行研究と本研究の目的 .....	155
第II章 大学等演習林の創設 .....	158
1. 東大演習林の創設と拡大 .....	158
2. 戦前期における東大以外の演習林 .....	159
3. 考察 .....	161
第III章 国有財産整理事業と演習林 .....	163
1. 国有財産整理事業の概要 .....	163
1-1 国有財産法 .....	163
1-2 国有財産整理事業の概略 .....	165
2. 演習林整理案と東大の対応 .....	167
2-1 演習林整理案 .....	167
2-2 東大側の対応 .....	169
3. 考察 .....	170
3-1 大学の特別会計制度 .....	170
3-2 演習林の役割の議論 .....	173
第IV章 まとめ .....	174
謝 辞 .....	176
要 旨 .....	176
参考・引用文献 .....	177

\* 東京大学人学院農学生命科学研究科森林科学専攻

Department of Forest Science, Graduate School of Agricultural and Life Science, The University of Tokyo.

Summary .....	178
資料 .....	179

## 第Ⅰ章 はじめに

### 1. 研究の背景と方法

演習林は「大学設置基準」(昭和三十一年 文部省令第二十八号)により、林学に関する学科を設ける大学に設置が義務づけられている附属施設である。だが、他の附属施設と大幅に異なる点は規模が巨大であり、国立大学附属演習林の面積約 130,000 ha は国立大学総面積の 9 割以上を占めている。政府全体で行財政改革の動きが強まる中で、国立大学について独立行政法人化や民営化、地方移管など様々な議論が行われており、演習林もその例外ではない。例えば、国立大学協会が 1997 年に出した報告書の中で、北海道大学の丹保学長は次のように述べている。

「演習林の場合、北海道大学を例に取ると、面積はおよそ 7 万ヘクタールあり、この管理にかかる年間の歳出総額は、定員内職員（教官 22, 他）の給与を別にしておよそ 7 億円になっている。また森林科学科の学生定員は一学年 50 名である。このことから森林科学科の学生定員一人当たり 4 年間の投資を単純に計算すれば、それは演習林スタッフの給与を別にして 1,400 万円となる。一方歳入は、木材資源の減少、材価の低落から近年著しく低下しており、現在は年間 1 億円程度である。演習林の役割を設置基準による林学の学生の実習の場としてだけ見る限りは、これはたしかに大きい投資である。(中略) 目的を教育に限定して市場原理でこれらの数字を見る限り、演習林や練習船は投資と利益のバランスが取れていないように見える。」<sup>①</sup>

更に時代はさかのぼるが、1982 年に行われた総務庁による行政監察でも演習林について以下のような勧告が行われている。

「演習林は大学間で所有面積の規模の格差が大きく、また、一部の大学では遠隔地に所有しているものもあるが、これら演習林の多くは十分に利活用されていない。したがって、文部省は現在の配置と規模を教育研究、支援体制を含めて見直し、その適正な規模及び配置について検討を行うとともに、他大学の教官、各演習林の共同利用方法を確立し、その十分な利活用を推進する必要がある。」<sup>②</sup>

ここで取り上げたものは演習林に対する、効率性や規模についての疑問を代表したものだと言える。しかし、丹保学長も先ほどの文章の後で指摘しているが、演習林の役割というものを単なる学生の実習用施設としてだけ考えるのは間違いである。教育以外に研究面も重要な役割であり、林学の特徴である長期にわたる継続的な調査分析は大学が専用できる演習林の存在抜きでは考えられない。また、現在利用しているかどうかではなく、将来の研究のための森林という研究フィールドの確保という機能も無視できないだろう。そもそも、教育研究活動に効率性の考え方を適用することが正しいのかどうかという疑問もある。利活用が十分かどうかという議論は非常に答えが出しにくく、また議論自体の意味も考えなければならない。ある組織を対象に効率化等の指摘が行われる場合には政策的な意図が背景にあり、為にする議論に陥る危険性も高いからである。

そこで、本研究においては演習林の面積規模やその格差、といった特異な状況への直接的な評価を行うことよりも、何故そのような状況が生まれたのか、またそれがどのような役割を果たし

てきたのか、という点について歴史的な視点から考察を加えていきたい。現在の姿が存在するからには相応の理由があってのことであり、また過去に行われた議論の中に現在の方向性を見出す鍵が存在する筈である。

本研究では、1894年の現在の東京大学千葉演習林設置から、主に戦前期の演習林を主な対象とした。戦前期は、わが国最初の演習林である千葉演習林が設置されて、以後国内、海外植民地に面積を拡大していく。その過程で国有財産全体の整理問題の中で、演習林も縮小の対象とされ、大蔵省と文部省、大学側との間に対立が起きたからである。そこで、特に以下の二点に注目した。

1. 演習林はどのような経緯、目的を持って設立されたのか　わが国最初の演習林である東大千葉演習林の設立の経緯に着目しつつ、その後の東大演習林の展開について考察した。また当時の帝国大学特別会計制度<sup>3)</sup>との関連についても考察した。
2. 国有財産整理事業における演習林整理案の詳細と東大演習林の対応　具体的には、国有財産整理事業の議論の経緯、その結果を明らかにした。特に、東大演習林の対応について、演習林研究部所蔵資料（図-1・表-1）を用い詳しく検証した。



図-1 本研究において使用した東京大学農学部附属演習林研究部所蔵資料

Fig. 1. Materials owned by Reserch Division of The Tokyo University Forest.  
『自大正十年 至昭和九年 國有財産整理ニヨル演習林整理ニ関スル件 要綱 東京帝國大學農學部  
附属演習林』

表-1 本研究において使用した東京大学農学部附属演習林研究部所蔵資料

Table 1. Materials owned by Research Division of The Tokyo University Forest

『自大正十年 至昭和九年 國有財産整理ニヨル演習林整理ニ関スル件 要綱 東京帝國大學農學部  
附属演習林』\*

本表では、資料の綴り順で記載（本文中での引用順とは異なる）

作成年月日	資料名称 提出先等	所要 ページ数	論文中での 資料番号 (空欄は引用せず)
年月日不明	演習林所在別一覧表 提出先、調査者不明	2 ページ	
年月日不明	演習林調 提出先、調査者不明	14 ページ	
1931 (昭和 6) 年 7 月 9 日印刷	文部省所管演習林調 (1930 (昭和 5) 年 12 月 17 日調) 大藏省營繕管財局総務部国有財産課	20 ページ	
1921 (大正 10) 年 11 月 9 日閣議決定 国有財産整理案 (演習林ノ分)		21 ページ	資料-2
1921 (大正 10) 年 国有財産整理意見		23 ページ	資料-5
1922 (大正 11) 年 1 月 20 日 北海道演習林整理ニ関スル件 東京帝國大学総長→文部大臣官房会計課長		11 ページ	資料-9
1921 (大正 10) 年 12 月 5 日 文部省官会五二二号 文部省大臣官房会計課長→東京帝國大学総長		1 ページ	
1921 (大正 10) 年 11 月 16 日 官房秘第一〇五号 (閣議決定に基づく、整理実行に関する照会) 大藏大臣→文部大臣		1 ページ	
1921 (大正 10) 年 9 月 30 日 秘第九三号 官有財産ノ整理ニ関スル件 高橋是清大藏大臣→原敬総理大臣 別紙 文部省所管東京帝國大学北海道演習林についての整理意見		2 ページ	
1921 (大正 10) 年 11 月 9 日 内閣大甲第九七号 官有財産整理に関する指令 内田康哉総理大臣→高橋是清大藏大臣		1 ページ	
1930 (昭和 5) 年 5 月 24 日 台湾演習林整理ニ関シ文部次官ニ回答ヲナスノ件 東京帝國大学総長→文部次官 別紙 理由書		2 ページ	資料-10
1930 (昭和 5) 年 2 月 12 日 官会十八号 国有財産整理ニ関スル件 文部省次官→東京帝國大学総長 別紙 1930 (昭和 5) 年 1 月 27 日 台湾演習林に関する照会 国有財産調査会幹事長→文部次官		5 ページ	

表-1 つづき  
Table 1. continued

『自大正十年 至昭和九年 國有財産整理ニヨル演習林整理ニ関スル件 要綱 東京帝國大學農學部  
附属演習林』\*

本表では、資料の綴り順で記載（本文中の引用順とは異なる）

作成年月日	資料名称 提出先等	所要 ページ数	論文中での 資料番号 (空欄は引用せず)
1929（昭和4）年12月	別紙 台湾所在国有財産に関する報告書 審査委員3名（1名元委員）→特別委員長	5ページ	資料-3
1931（昭和6）年1月28日	樺太演習林整理其他ニ関シ文部省ニ対シ回答ヲナスノ件 東京帝国大学総長→文部次官 別紙 理由書 6ページ	2ページ	資料-11
1930（昭和5）年12月23日	官会二〇〇号（樺太演習林整理に関する意見照会） 文部次官→東京帝国大学総長 別紙 1930（昭和5）年12月6日 樺太所在国有財産に関する報告 国有財産調査会幹事長、大蔵省営繕管財局総務部長→文部次官	1ページ 2ページ	資料-4
1934（昭和9）年6月26日	（国有財産整理に対する意見書に関する件） 演習林長→農学部長 別紙 意見書（第一案（廃）） 7月7日、7月10日に総長室で会議	1ページ 2ページ	資料-12
1934（昭和9）年6月13日	庶第一一八三号（国有財産整理ニ関スル意見照会） 庶務課長→演習林長 別紙 1934年6月12日 官会九〇号（国有財産整理ニ関スル 意見照会） 文部次官→東京帝国大学総長 別紙 1934（昭和9）年4月13日 閣議決定（文部省所管）	1ページ 1ページ 3ページ	資料-8
年月日不明（1934（昭和9）年7月頃？）	国有財産整理ニ関スル意見（第一案修正、第二案） 第二案「総長より文部大臣に提出の答」の朱書	5ページ	資料-13

\* 図-1 の写真の冊子

## 2. 先行研究と本研究の目的

これまで、演習林そのものを対象にしてきた研究は数が限られている。前記目的の1つめである演習林設置の目的という問題に関しては、島恭彦の研究が嚆矢である<sup>4)</sup>。彼は演習林設置の目的について、森林に関する研究教育のための施設という面と、国有財産管理や帝国大学特別会計の経理から見れば、大学の維持資金、基本財産という二重の性格を持っていたことを指摘している。島は財政学の観点から、国有財産としての演習林の存在が帝国大学特別会計制度を成り立たせる基盤であったと評価しており、またそれ故に特別会計制度の見直しと関係する形で演習林が、国

国有財産整理事業で整理縮小対象とされたとしている。国有財産整理事業は1920年前後より開始された戦前期最大級の行財政改革であるが、本来、帝国大学の会計の独立を果たすために整備されたはずの演習林が縮小されるという矛盾について、島は財政制度が近代的な国家体制に移行する過程の一環として説明を試みている。しかし、島自身が認めるように具体的な演習林の経営内容に関する資料を入手することが出来なかつたため、総論的なまとめ方となっている。

有永明人は、戦前及び戦後初期まで行われていた北海道内国公有林等における一種の小作制度、林内植民についての総合的な研究を行っているが、その中で林内植民を通して北海道大学演習林の成り立ちについても述べている<sup>5)</sup>。その中で、演習林（当初は基本林）は農場とともに北大における維持資金のための土地獲得の一環であったとしている。さらに「北海道大学60年の歩み」からの引用という形であるが、北大の場合は農場の獲得が北海道開発の進展で限界が来たために、いわば奥地へと向かう形で森林の獲得、基本林の設置へと向かったという指摘を行っている。また、林内植民制度は北大演習林に限らず、東大演習林を含む北海道内の他の国有林、道有公有林、企業所有林といった大規模林業経営の中で行われていたものであるが、この制度の存在だけでも演習林が単なる教育研究施設ではなかったことを示している。すなわち演習林の存在が数百戸の農家の生活そのものとなり、地域社会と深い関係を持っており、今日的な単なる大学附属施設という見方では捉えきれない役割を持っていたことを明らかにしている。

小鹿勝利は、北大中川地方演習林の経営史の研究を行っている<sup>6)</sup>。その中で戦前期の北大財政で演習林収入が果たしていた役割が無視できない大きさであったことを明らかにしている<sup>7)</sup>。特に北大の場合、演習林の名称が当初基本林とされていたが、それは文字通り財政的に脆弱であった札幌農学校の基本財産という位置づけであったことを指摘している。また、本研究の目的の2つめと関連して、小鹿は国有財産整理事業と演習林の関係についても論及しているが<sup>8)</sup>、その中で文部省からも大規模森林所有の是非を問われ始めた北大が、その根拠として教育研究面とともに大学財政に対する貢献面を強調していたことを指摘している。結局国有財産整理事業において演習林縮小案が退けられたのは、教育研究面での演習林の必要性の主張と、財政的役割のための大面積の必要性の強調という、いわば大学演習林の持つ二重目的性を前面に押し出したことによったという評価を行っている。さらに大面積演習林が存在した北海道や海外植民地については、現地の拓殖行政、統治行政と深い関係を持っていたことも指摘している。

秋林幸男らは、初期の札幌農学校と北海道帝国大学の財政に演習林が果たした役割に着目した研究を行っている<sup>9)</sup>。この研究により、札幌農学校が東北帝国大学農科大学、さらに北海道帝国大学へと規模を拡大していく過程で、演習林売却で得た資金が重要な役割を果たしたことを明らかにしている。1907年に札幌農学校が東北帝国大学農科大学となり、医学部の増設により北海道帝国大学として1918年に独立する。その後1927年に北大に理学部が増設されたのは、演習林という基本財産の運用によるところが大きいとしている。

なおまた、秋林らは演習林という名称や制度についても考察を行っている。前掲の島は、演習林の名称は専門学校段階では基本林という名称であったが、林学教育が帝国大学で行われるようになってから演習林という名称を使用するようになったと指摘している<sup>10)</sup>。だが秋林らは島の演習林名称の段階論には否定的な見解を示す。すなわち、札幌農学校は帝国大学になる以前の1904年苦小牧演習林を設置しており、また本文で詳説するように京都帝国大学、九州帝国大学の両大学においては林学科の設置以前に海外植民地に演習林を獲得していた。したがって、林学

教育の段階と演習林の名称の関わりは薄いという判断を下している。この点について、北大以外の帝国大学演習林の創設経過との比較の必要性を指摘している。また小鹿は、札幌農学校において当初設置された基本林が帝国大学となってから演習林という名称を得たこと、しかし教育研究の利用が比較的可能な場所にあった苦小牧については当初から演習林という名称が使用されていた、という名称についての整合性のなさを指摘する。そして、教育研究と財産目的は同じ演習林内で一致していたものではなく、基本林と演習林は使用目的により区別されていたのではないか、という指摘を行っている<sup>11)</sup>。

以上のように、主要な先行研究は北大演習林を対象に行われたものであり、本研究は東大演習林を主な分析対象とする点で独自性を持つ。すなわち、上記研究目的であげた演習林の設立経緯と目的の解明については、北大では基本林という名称が示すように財産目的が重要視されていたが、東大においては当初より演習林という名称で統一されており、ここに二つの大学演習林の性格の違いが現れている。すなわち、財政基盤の安定していた東大の場合はより教育研究の目的を前面に掲げて演習林整備を行ってきたのではないか、と考えることができる。その点は、国有財産整理事業における北大側の演習林組織必要性の主張と、東大演習林の動きの違いも見ることが可能であろう。

### 注及び引用文献

- 1) 国立大学の在り方と使命に関する特別委員会. 1997.『行財政改革の課題と国立大学の在り方（報告）』. 国立大学協会. p. 45.
- 2) 総務庁行政監察局監修. 1985「行政監察年報昭和 59 年度」. 行政管理研究センター. p. 361.  
なお、同勧告は「国立大学及び国立大学共同利用機関に関する行政監察（昭和 57 (1982) 年 6 月 14 日勧告）」のうち「研究設備の整備及び管理の適正・効率化」の一部である。
- 3) 後章で詳述していくが、戦前期には大学に関する会計制度は数度の変遷を経る。本研究においてはそれらについて特に断らない限り、一括して帝国大学特別会計という名称を使用していく。
- 4) 島 恭彦. 1964.「帝国大学特別会計と演習林」『経済論業』93 卷 5 号. 京都大学経済学会. pp. 299–302.
- 5) 有永明人. 1974.「林内殖民制度に関する研究—北大演習林の林内殖民制度—」『北海道大学農学部演習林研究報告』32 卷 2 号. 北海道大学農学部附属演習林. pp. 141–292.  
有永は林内植民を以下のように定義している。  
明治中期以降の諸「土地処分」によって成立した道内の大林野所有が、その所有林地の可耕地貸付に当たって、森林經營の労働力提供を条件とした土地貸付制度（前掲書 p. 144）  
なお、宮本義憲は東大北海道演習林における林分施業法の検証を行う中で、演習林における林内植民の実態についても、更なる研究の必要性を指摘している。（宮本義憲. 1982.「『林分施業法』の歴史的性格に関する一考察」『林業経済』410 号. pp. 6–11）
- 6) 小鹿勝利. 1985.「演習林経営に関する社会経済史的研究」『北海道大学農学部演習林研究報告』42 卷 2 号. 北海道大学農学部附属演習林. pp. 221–442.
- 7) 前掲.「演習林経営に関する社会経済史的研究」. p. 328.  
例えば、1938 年度の北大歳入総予算約 388 万円中、独自収入の占める割合は 49.7% であり、その独自収入中で演習林収入の占める割合は 25.7% であったことを明らかにしている。すなわち、北大財政の収入中 10% 以上を演習林収入が担っていた計算になる。
- 8) 小鹿勝利. 1980.「戦前期における国有財産整理事業と大学演習林」『北海道大学農学部演習林研究報告』37 卷 3 号. 北海道大学農学部附属演習林. pp. 609–630.
- 9) 秋林幸男・門松昌彦・湊克之・西本肇. 1997.「札幌農学校の総合大学化と維持資金」『北海道大学農学部附属演習林研究報告』54 卷 2 号. 北海道大学農学部附属演習林. pp. 273–298.  
1927 年の北海道帝国大学理学部創設には、政府からの支出金はなく、110 万円の資金は全額北大の維持資金から支出された。これが可能となったのは、1928 年より数回にわたり現在の雨竜地方演習林の一部を電力会社に売却して得た利益約 260 万円を維持資金に編入したことによる。維持資金とは当

時の「官立学校及図書館会計法」で文部省直轄学校に認められた基本財産のことである。

- 10) 前掲「帝国大学特別会計と演習林」。p. 288.
- 11) 前掲「演習林経営に関する社会経済史的研究」。p. 236.

## 第 II 章 大学等演習林の創設

### 1. 東大演習林の創設と拡大

東大の各演習林の創設やその後の拡大過程については、既に詳しい資料がそろっている<sup>1)</sup>。本章においては、東大演習林創設の構想について本多静六らを中心に比較考察する。それにより、東大において演習林がどのような役割を期待されて創設されたかについて明らかにする。

わが国最初の演習林は、千葉県下清澄山林 336ha が農商務省から移管されてできた現在の東大千葉演習林である。清澄山林は元和年間に徳川家康より千光山清澄寺に下付されたものであったが、1871（明治 3）年の社寺上地処分により境内の約 14 ha を残してその他が官林に編入された。当初は宮谷県の所管であったが、県制度の変革により木更津県、千葉県となり、さらに 1889（明治 22）年に農商務省の所管となり、東京大林区署大多喜小林区署が管理することになった。そして、1894（明治 27）年に文部省に移管されて帝國大学農科大学附属演習林となつたのである。この時、文部大臣より「農科大学林学実習用として使用すへし」（明治二十七（1894）年十一月二十九日文部大臣達）、「農科大学維持資金に編入す」（明治二十八（1895）年五月六日文部大臣達）という通達が出されている<sup>2)</sup>。この 2 つの通達の存在は興味深い。前者の実習用施設として利用というものは教育研究目的という点から考えると当然のものであるが、後者の維持資金編入については演習林の基本財産としての役割との関係で重要である。この点については、後で帝國大学特別会計制度について検証するとき、詳しく論じたい。清澄山林の移管の 3 年後 1897（明治 36）年に隣接の奥山山林 1,822 ha が農商務省より追加移管されて、現在の千葉演習林とほぼ同じ面積となる。千葉演習林の第一次経営案（1905 年編成）は 1905（明治 38）年～1909（明治 42）年の 5 年間を対象としているが、その中で注目すべきは「全林を奥山及清澄の二施業区に分ち清澄施業区は主として学術の研究及実習に重きをおき奥山施業区は主として経済的の経営をなすべき方針の下に編成」していた点である<sup>3)</sup>。これは小鹿勝利が指摘していた演習林の二重目的性が初期の東大演習林にも現れていた事例だと言える<sup>4)</sup>。だが、続く 1909 年編成の第二次経営案においては清澄、奥山を一施業区として扱うことに変更されている。それは清澄においても経営として利用する部分はあり、また奥山においても試験研究を行っており、両者を分割する意味が無いという理由であった。奥山部分が追加された翌 1898（明治 31）年に東京帝國大学の官制が改正され、演習林に関する条項が初めて追加される。「第十五条 農科大学附属演習林ニ演習林長ヲ置キ農科大学教授助教授ヨリ文部大臣之ヲ補ス演習林長ハ総長監督ノ下ニ於テ演習林事務ヲ掌理ス」（勅令 171 号による東京帝國大学官制制定（改正））<sup>5)</sup> というもので、これにより初代演習林長として川瀬善太郎教授が就任して、東大演習林の管理体系の基礎が出来上がる<sup>6)</sup>。

その後 1899（明治 32）年、東大は北海道に約 23,000 ha の北海道演習林を設置した。これは「模範施業の研究試験林として北海道石狩国空知郡付近の官林中大約三万町歩の森林を東京帝國大学に引き継ぎあらん事」として内務省からの移管を受けたものである<sup>7)</sup>。この時、今後北海道開拓に必要が生じた場合には他森林と交換という条件が付けられる（1917 年に付帯条件は撤廃）。北海道演習林はその後隣接地の追加譲渡や購入により、約 3 万 ha まで拡大する。ところで、北海

道演習林については戦前期は林内植民による管理が大きな特色である。戦後初期の緊急開拓も含めると最終的には約 5,000 ha の土地に入植が進められた<sup>8)</sup>。本研究においては詳しくは触れないが、特に富良野地域の発展と東大北海道演習林は重要な関係にあったとされている<sup>9)</sup>。北海道演習林は東大の中では海外植民地を除くと 1 番大きな面積を持っていたが、後述する国有財産整理事業において大幅な縮小を要求されることになる。

戦前期の演習林の大きな特色は海外植民地の大面積演習林である。戦前期に林学科を設置していた東大、北大、京大、九大の 4 帝国大学は台湾、朝鮮、樺太の 3 海外植民地にそれぞれ 20,000 ~30,000 ha の規模の演習林を取得した。この海外植民地演習林の果たしていた役割についてはさらに詳しい研究が必要であるが、例えば小鹿勝利は以下のような評価を下している。

「植民地演習林の創設は、単に大学の設置要求が認められたからではなく、4 帝国大学が揃って演習林創設を実現したことによれば、植民地を統治する側から大学演習林の存在価値、利用価値を評価したからでもあり、植民地の統治、拓殖政策の枠に組み込まれ、その政策遂行を補強するものとして容認されたのである。すなわち、大学演習林の存在、運営の実態は植民地統治の一端を実質的に担い、補強する権力機構の一部として機能したのであった。」<sup>10)</sup>

東大における植民地演習林の実態については、演習林本部職員によって第二次大戦後すぐに引揚者からの聞き取り調査や資料の整理がなされたが、発表には至らなかった。それは、植民地での活動が個々人の歴史観にも係わる問題であったからであろうと根岸賢一郎は推察している<sup>11)</sup>。国立大学は行政機関であり、海外植民地においての活動は、すなわち戦前期の帝国主義国家による植民地政策の一端を担ったのは確かである。根岸も指摘しているが、戦後 50 年が経過して歴史の風化もあり、資料の現存する内に実態解明の研究が課題となる。その東大の海外植民地の演習林は、台湾演習林（1902（明治 35）年設置・57,600 ha）、江原道演習林（朝鮮、1912（大正元）年設置・30,900 ha）、全羅南道演習林（朝鮮、1912 年（大正元）設置・22,300 ha）、樺太演習林（1914（大正 3）年設置・21,000 ha）であり、戦時中に設置された熱帯林業研究所（海南島演習林 1940（昭和 15）年設置・80,000 ha）を含めると、その総面積は 200,000 ha を超える広大なものであった。

東大はこの他に秩父演習林（1916 年（大正 5）設置・5,822ha）、愛知演習林（1922（大正 11）年設置・1,293ha）、富士演習林（1925（大正 14）年設置・38ha）、樹芸研究所（1943（昭和 18）年設置・246ha）、代々木演習林（1902（明治 35）年設置、26 年廃止・4ha）、府中演習林（1902 年（明治 35）設置、35（昭和 10）年廃止・15ha）、箱根演習林（1925（大正 14）年設置、35（昭和 10）年廃止・578坪）の各演習林が戦前期に設置されていた。これら演習林を合わせた東大演習林の総面積は 250,000ha に及び、現在の国立大学附属演習林総面積の約 2 倍の規模であった。

## 2. 戦前期における東大以外の演習林

前節では東大での演習林の創設を概観してきたが、戦前期の演習林制度の中での東大の位置づけを明らかにするために、他の帝国大学、高等農林学校の演習林設置についてまとめておく<sup>12)</sup>。

現在の北海道大学演習林は、東京帝国大学とはまた違った展開を見せる。北大の前身、札幌農学校では 1899（明治 32）年の森林科設置により林学教育が開始されて、1901（明治 34）年には約 30,000 ha の面積で最初の演習林が設置される。当初の名称は第一基本林（現在の雨竜地方演

習林) と言い、文字どおり札幌農学校の「基本」財産として設定されたものである。札幌農学校は開校以降道内に広大な農場を確保して、それを基本財産として学校運営に当ててきた。しかし、北海道開拓の進展により農場の拡大に限界がきたために、森林取得へと目標を変えたとされ、基本林設置の背景には教育・研究面とは異なる要請があったと捉えるべきであろう。ただし、教育・研究施設として 1904(明治 37) 年に、現在の苫小牧地方演習林が札幌農学校演習林という名称で設置され、ここで初めて演習林の名称が札幌農学校で使用される。その後、1907(明治 40) 年に札幌農学校は東北帝国大学農科大学へ昇格した後、1913(大正 2) 年に樺太と朝鮮、1916(大正 5) 年に台湾に海外植民地演習林を取得する。

九州帝国大学は 1918(大正 7) 年に農学部を設置するが、その前の 1912(大正元) 年には朝鮮に最初の演習林を取得しており、1913(大正 2) 年台湾、1914(大正 3) 年樺太に演習林を取得している。同様に、京都帝国大学も農学部設置は 1923(大正 12) 年だが、1909(明治 42) 年台湾、1912(大正元) 年朝鮮、1915(大正 4) 年樺太と演習林の方が先に設置される。九州、京都の両帝国大学ともに、農学部・林学科を設置する前に海外植民地に基本財産として演習林を取得した。そして、農学部設置後に日本本土に演習林を取得している。

旧制学制において 8 校設置されていた高等農林学校は、学生数で見るなら帝国大学より多く、わが国林学教育において重要な役割を果たしていたが、演習林の設置については帝国大学より厳しい条件におかれていた。

その中で 1902(明治 35) 年開校の盛岡高等農林学校(現在の岩手大学)と 1906(明治 39) 年開校の鹿児島高等農林学校(鹿児島大学)の先発 2 校は、比較的まとまった面積の演習林を確保していた。このことは、両校が戦前期に帝国大学への昇格への運動を行っていたことと無関係ではない。両校は後述の 1918(大正 7) 年の臨時教育会議決定まで帝国大学への昇格を目指してそれぞれ激しく運動する。結局その意図は実現しないままに終わるが、鹿児島高等農林学校が 3,000 ha を超える面積の演習林を確保したのは、初代校長の玉利喜造が開校当初から大学昇格の意図を持っていたためとされている。

総理大臣の諮問機関であった臨時教育会議において、1918 年(大正 7) に高等教育拡大政策が決定され、高等農林学校も 5 校増設された。その最初は 1919(大正 8) 年開校の鳥取高等農業学校(鳥取大学)であるが、この学校は当初は林学科を持たず、戦中期の 1942(昭和 17) 年になって林学科が増設される。臨時教育会議決定以後に増設された高等農林学校で林学科が最初に設置されたのは、1920(大正 9) 年の三重高等農林学校(三重大学)である。三重高等農林学校は 1925(大正 14) 年に国有林の移管をうけて、約 450ha の演習林を設置する。しかし、以降の宇都宮高等農林学校(1921(大正 10) 年開校、宇都宮大学)、岐阜高等農林学校(1922(大正 11) 年開校、岐阜大学)、宮崎高等農林学校(1923(大正 12) 年開校、宮崎大学)の各学校では林学科設置から大きく遅れて、それぞれ 1937(昭和 12) 年になって国有林の有償移管をうけて演習林を取得している。三重高等農林学校に続く高等農林学校で演習林の設置が遅れた背景には、後に触れる 1921 年より開始された国有財産整理事業がある。この政策で特に大学、高等農林学校附属演習林が整理縮小の主対象とされたため、演習林の新設はしばらく凍結されていたと考えられる。

なお、東京帝国大学農学部実科が独立した東京高等農林学校(現在の東京農工大学)は他の高等農林学校とは事情がやや異なる。同農学部実科は、卒業生などの運動によって高等農林学校と

して独立することになり、1935（昭和10）年東京高等農林学校が設立される。その演習林は、1939（昭和14）年に御料林の移管をうけて設置され、さらに1942（昭和17）年には東京帝国大学の秩父演習林の一部が移管され、拡大された。

### 3. 考 察

東大演習林の創設から戦前期の展開は以上のようにあったが、ここでは演習林設置の構想は誰によっていつ立てられたのかについて考察する。

東大に演習林が設置されるにあたり、中心的な活躍を果たしたのが当時助教授であった本多静六であった。本多静六は1884（明治17）年東京山林学校に入学して、1890（明治23）年に帝国大学農科大学を卒業後、ターラント山林学校、ミュンヘン大学へのドイツ留学を経て、1892（明治25）年農科大学助教授となった。その後、わが国の造林学、造園学の基礎を作り、また独自の蓄財法で名を馳せた人物であるが、演習林創設にも重要な役割を果たした。彼は助教授に就任後、学生と共に房総半島の森林視察に出かけて、清澄近辺の山林を見て「その林相がよく此地方の原始林の状態を保てる事と、これに対峙せる妙見山の数百年生の人植杉林杯、付近一帯に各種の樹種林相を具備されること等に徴し、予て自分が考えていた演習林に適當なるを感じ」て、「思わず山頂に立って演習林設置の意見を発表」したとしている<sup>13)</sup>。彼は自分の入学した東京山林学校が次々と所管が入れ替わるのを体験して林学教育の将来に危機感を持っており、「林学科百年の永続の為にも、将又教官並に学生の実習の為めにも、是非演習林兼基本財産林を造らなければならない」と構想していたのである。この時期、官立の高等教育機関は廃校や省庁間の移管などで常に不安定な状態であり、大学を基本財産の運用により経営するという発想は政府内でも古くから存在していた。本多は演習林構想の中でそれを具体化させのである。彼はその後、東京大林区署長（兼農科大学教授）であった志賀泰山と交渉、1894（明治27）年11月に農科大学用地として清澄山林336haが農商務省から移管されて、現在の千葉演習林が誕生したのである。志賀泰山も演習林創設には重要な役割を担った。東京大林区署長であった彼は、演習林用地となつた官林（ママ）の管理者であり、また農科大学の教授として双方の関係者であった。志賀も「駒場に林学部があつても実地に研究すべき森林は近所にない」ことに問題を感じており<sup>14)</sup>、農商務省内の理解を取り付けて、また知己であった帝国大学総長の浜尾新と協力して、文部省への土地移管を成功させた。なお、浜尾新は文部省専門学務局長時代に農科大学設置を推進した人物である。ドイツターラント山林学校留学時代の志賀の案内で浜尾は山林学校、国有林における実習の見学もしており、実地での教育研究の場としての演習林に理解のあった人物とされている<sup>15)</sup>。

演習林創設に直接関係したのは本多と志賀を中心であったが、林学教育における演習林の必要性を考えていた人物は他にもいる。例えば、帝室林野局の課長を長年勤めた和田国次郎は東京農林学校教授時代に高尾山近辺の山林を演習林とするように、先任の教授であった松野に提案している<sup>16)</sup>。彼は東京山林学校・東京農林学校の卒業生であるが、在学中に実際の山に植樹した経験もなく実習のための森林の必要性を感じていた。しかし、この案は実現せず、「高尾山と津久井郡に至る今日の御料林が演習林となっていたならば今日のような大学の演習林が清澄とか、北海道などにあるような不便はなかつたろう」と述べている。

なおまた、後に山林局長となった高橋琢也は、ドイツでは近隣に実習用の森林を持たなかつたベルリンの大学での林学教育は失敗に終わり、「林学はベルリンの大学から分離して、高等山林学

校としてエーベルスワルドに設立された」として、日本においても林学教育について「其の所在地は森林の在るところか、又已むを得なければ学校の近くに演習林を設くる事」を主張していた<sup>17)</sup>。彼はそのような見地から、東京農林学校の帝国大学農科大学編入にも反対して「林学は農科大学より分離独立し、高等山林学校として、東北地方に一箇所、九州地方に一箇所設くる事」という内容の意見書を文部大臣森有礼に対して出している。

これらから考えると、演習林の構想自体は本多静六の独占であったわけではないことがわかる。清澄の地への評価は割れているが、大学のなるべく近隣の地に実習用の森林が必要だ、というのはこの時期の林学教育関係者には共通したものであったと言えよう。だが志賀、和田、高橋の回顧から判断すると、演習林を大学もしくは林学科維持のための基本財産にするというのは本多の着想であった可能性が読みとれる。それは、本多以外の人物が山林局、もしくは御料林の官僚経験者であり、純粹に大学側のことのみを考えるわけにはいかなかったと判断するべきであろう。本多はその後北海道演習林の設置の際にも現地の調査及び北海道庁との交渉で活躍して、海外植民地の演習林取得にも努力する<sup>18)</sup>。そしてもちろん本多一人の力によるものではないが、東大演習林は当初の 300 ha から、戦前期には最大で 250,000 ha を超えるまでに拡大する。しかし、その中で東京近郊にあるのは千葉演習林と秩父演習林の約 7,000 ha だけで、残りの大部分は北海道、台湾、朝鮮、樺太、中国海南島という遠隔地に存在した。これは、和田や高橋の発想には無い方向への拡大である。だがそのような拡大に対しては、山林局など文部省外の森林管理官庁側の反発があったであろうことは十分に予想できる。例えば、樺太府林務課長を務めた中牟田五郎は帝国大学演習林への森林提供が議論されたときの樺太府内の空気を以下のように回顧している。

「演習林割譲に於ても、之に反対せる者は、演習林とは名のみであって、伐木利用して収入を挙げ、教授連の洋行費を産み出すのが裏面の目的である。学生の実習とか学術研究などは思いも寄らぬことである杯と、酷評したくらいである」<sup>19)</sup>

演習林には手厳しい表現であるが、この様な不信感の存在はあったと思われる。後章で詳述する国有財産整理事業による演習林縮小問題は大蔵省と文部省・大学側の対立であるが、このような他省等の不信感も演習林への厳しい議論の伏線となったと考えるべきである。

### 注及び引用文献

- 1) 例えば、東京大学農学部附属演習林編. 1995.『演習林（東京大学演習林 100 周年記念）』. 32 号. 192 p. 演習林研究部・千葉演習林. 1974.「千葉演習林沿革史資料(1)」『演習林』18 号. pp.9-28. 糜谷由助・山口敏夫. 1977.「千葉演習林沿革史資料(2)」『演習林』21 号. pp.1-21. 根岸賢一郎・鈴木誠・斯波義宏. 1991.「千葉演習林沿革史資料(3)」『演習林』28 号. pp.13-57. 根岸賢一郎. 1997.「千葉演習林沿革史資料（番外メモ）」『演習林』36 号. pp.1-342.
- 2) 東京帝国大学農学部附属演習林. 1921.『演習林例規』. 甲 3. (東京大学演習林研究部所蔵).
- 3) 東京帝国大学農学部附属演習林. 1920.『東京帝国農学農学附属演習林千葉演習林第三次経営案』. p. 42. (東京大学演習林研究部所蔵).
- 4) 小鹿勝利. 1985.「演習林経営に関する社会経済史的研究」『北海道大学農学部演習林研究報告』. 42 卷 2 号. 北海道大学農学部附属演習林. pp. 221-442.
- 5) 前掲『演習林』32 号. p.14.
- 6) なお、川瀬が演習林長に就任する以前は、本多が造林実習の形式をとりながら、演習林を整備していた。本多は以下のように回顧している。「當時大学内では学長初め『そんな大きな山や原野を貰うても、経費が一文もないのだから困る』と云う反対がありましたが、強いて通した関係上、演習林引継の仕事から、造林保護一切私がやる事になり、翌二十八（1895）年から造林に着手しました」(大日本山林会

- 編. 1931. 『明治林業逸史統編』. 大日本山林会. p. 385.)
- 7) 東京帝国大学農学部附属演習林編. 1943. 『演習林概要』. 東京帝国大学農学部附属演習林. p. 33. (東京大学演習林研究部所蔵).
  - 8) 東京大学農学附属演習林編. 1973. 『東京大学北海道演習林 75 年史』. 東京大学農学附属演習林. p. 105. (東京大学演習林研究部所蔵).
  - 9) 山本博一. 1996. 「地域社会との共存を目指した天然林の経営」『森林計画学会誌』27 号. pp. 31-38.  
なお、戦前期の東大演習林における林内植民については高橋延清らによる研究がある(高橋延清・高橋武一. 1944. 「北海道演習林に於ける林内植民の研究」『東京帝国大学演習林報告』34 号. pp. 1-81.)
  - 10) 前掲. 「演習林経営に関する社会経済史的研究」. p. 240.
  - 11) 前掲. 「千葉演習林沿革史資料(番外メモ)」. p. 291.
  - 12) これらの演習林設置の経緯については、奥山洋一郎・秋林幸男・大橋邦夫. 1998. 「国立大学附属演習林の創設と展開」『林業経済研究』44 卷 2 号. pp. 43-48 において詳述したので、参照されたい。
  - 13) 本多は 1892(明治 25)年の冬、房総半島の森林視察に出かけて、清澄、奥山官林の大学演習林を思い立ったとされる。その経緯については、本多の回顧(前掲. 『明治林業逸史統編』. p. 385.)に詳しい。
  - 14) 前掲. 『明治林業逸史統編』. p. 276.
  - 15) 前掲. 『明治林業逸史統編』. p. 274.  
また、同書収録の林業回顧の対談において川瀬善太郎は、浜尾新総長が演習林設置に協力的で、実地検分にまで来たとされている。(前掲. 『明治林業逸史統編』. p. 28.)
  - 16) 前掲. 『明治林業逸史統編』. p. 56.
  - 17) 前掲. 『明治林業逸史統編』. p. 258.
  - 18) またよく知られているが、東大秩父演習林は本多等の所有地を購入したものである。
  - 19) 大日本山林会編. 1931. 『明治林業逸史』. 大日本山林会. p. 492.  
他にも、農林省技師や満州造林株式会社副社長等を勤めた田中波慈女が東大演習林の拡張が演習林への反対論を生み、後発の北大、九大、京大や高等農林学校の演習林設置の支障となつたと回顧している。(林業経済研究所編. 1972. 『大正・昭和林業逸史上巻』. 日本林業新聞社. p. 398)

### 第 III 章 国有財産整理事業と演習林

#### 1. 国有財産整理事業の概要

##### 1-1 国有財産法

戦前期において、海外植民地にまで拡大した大学演習林に対して、その本来のあり方が教育研究施設であるのか、財産目的施設であるのか、この点についてもっとも厳しい議論が行われたのが、1921(大正 10)年に施行された国有財産法<sup>1)</sup>の成立を巡る国会審議と、同法に基づく国有財産整理事業の実施過程においてであった。

これは当時政府の金銭会計については 1889(明治 22)年制定の会計法が存在していたが、不動産会計については統一的な立法が無く、各省が独自に管理している状況への批判が背景としてあった。もともと 1890(明治 23)年の議会開設以来官有財産管理法案は毎年提出されていたが、1917(大正 6)年の第 39 議会で沢来太郎他 12 名の有志議員が国有財産法制定の建議を行つた。翌 1918(大正 7)年に政府が官有財産調査会を設置し、政府は 1920(大正 9)年議会に国有財産法案を提出し、これが全会一致で成立する。なお、官有財産調査会は国有財産調査会と名前を変えて、国有財産整理事業を推進していくことになる<sup>2)</sup>。

ここで出された政府による国有財産法の提案理由説明は以下のようなものであった。

「国有財産に関しましては、明治二十三年に公布になりまして、翌年の四月一日から実施せられて居ります官有財産管理取扱規則と云ふのが現在ございます。並に官有財産管理規則と云ふものが現在ございまして、之に依て官有財産の管理を致し來って居りますのであります。然に此管理規則に依りますと云ふと、官有財産が各省の管理に分属いたして居りまして、統一的に

管理を致す所の機関を缺いて居るのでございます。それでありますから此管理規則と取扱規則が実施せられました以後、屢々衆議院の方からも法案が出、当局者も色々法案を攻究致して居りまして、又会計検査院に於きましても色々さういう統一的に管理する規則を制定いたしたが宜いと云ふ意見もございまして、研究を致したのでございますが、遂に纏らずして今日まで参ったのでございます。併しながら国有財産を統一すると云ふ事は最も必要な事でございまして、殊に近来色々国有財産の整理を必要とする事情も起り、其種類も増加いたして参ったのでありますから、此場合に於きまして国有財産整理法を制定して年来の問題を解決したいと云ふ趣意を以て本案を提出いたした次第でございます。」<sup>3)</sup>

これを見ると、この国有財産整理は野党議員による政府攻撃という単純なものではなく、むしろ政府内でも国有財産の一元管理を目指す大蔵省の意向が強く働いていたという面がある。ここで国有財産法の要点を整理しておくと以下のようになる。

1 「官有財産」の名称を「国有財産」と改めて、それまで不動産と船舶に限定されていたが、他に勅令に定める動産及び権利も含むことに拡張。

## 2 財産の整理区分を実施

a) 公公用財産（道路、河川、港湾、橋梁、湖沼、公園など）

国において直接公共の用に供するもの。

b) 公用財産（神社、官庁、刑務所、兵営、飛行場、演習林、軍艦、船舶、国営工場、学校、図書館、博物館、病院、鉄道、官舎など）

国において神社の用に供し、または国の事務、事業もしくは職員の住居に供するもの。

c) 営林財産（国有林）

国の森林経営の目的に供するものであって、収益財産である点公用財産と異なる。

d) 雜種財産

いずれにも属さないもの。前三者の内、用途目的を廃したときには雑種財産に編入、その後に売却処分する。

## 3 管理機関と統括機関の分類

管理はそれまでの所管大臣にゆだねるが、大蔵大臣が統括事務を行う。

用途廃止など、管理上の変更をするにあたっては大蔵大臣との協議が必要となる。

## 4 管理処分の厳正化

勅令ではなく、法律によるのでなければ、国有財産の譲渡、私権の設定は行えない。

## 5 国有財産統計の整備

国有林以外には台帳が存在しなかったが、その備付を義務化。

国有財産法により、各省が割拠的に運用してきた国有財産管理について、大蔵省の下に一元化した近代的な財政制度形成が促されることになった。さらに、第1次大戦後の不景気の中でも膨張傾向にあった財政を立て直すために、国債の整理とともに国有財産の処分も重要であった。事業の開始後は関東大震災で被災した中央官庁の營繕費の捻出も目標となった。ただし、小鹿勝利も指摘しているが<sup>4)</sup>、そのような財政上の要求は別として、国有財産法、国有財産整理事業の背景にはやはり大蔵省と各省間の権限争いの側面は見逃せない。それ故に、演習林整理案については大蔵省、文部省・大学それぞれの事情が反映された激しい主張が展開されたのである。

### 1-2 国有財産整理事業の概略

国有財産法で規定された財産区分の評価を行ったのが国有財産調査会である。国有財産調査会は 1918 (大正 7) 年に設置された官有財産調査会が国有財産法の施行に伴い、1922 (大正 11) 年に改称されたものである。その構成員は以下のようであった<sup>5)</sup>。

会長 大蔵大臣

委員 内閣法制局長官

拓殖局長官

各省次官（外務、内務、大蔵、陸軍、海軍、司法、文部、農商務、通信、鉄道）

会計検査院長

貴族院議員 6 名

衆議院議員 6 名

(肩書き記載無し 1 名)

幹事長 大蔵省主計局長

幹事 法制局参事官、内務書記官、大蔵省参事官、大蔵書記官 2 名、

主計局書記官、農商務書記官

書記 大蔵嘱 4 名

国有財産調査会とは、大蔵大臣の諮問機関であり、また同時に関係各省の調整機関でもあった。ただし、この構成でもわかるように実際の事務は大蔵省が掌握しており、実際の評価業務は營繕管財局（現在の理財局）及び各地方税務監督局が担っていた<sup>6)</sup>。この国有財産調査会の行った整理案作成と整理実行過程が国有財産整理事業である。国有財産調査会は 1921 (大正 10) 年閣議決定の第一整理案に始まり、1937 (昭和 12) 年までに 13 の整理案策定を行った（表-2）。第一から第五整理案は主として北海道、内地の主として公用財産、第六から第八は朝鮮半島、台湾、樺太の海外植民地、第九から第十三整理案は公共用財産を対象としていた。演習林は公用財産であり、第一、二、三、四、八の各整理案で対象とされた。また、第十一整理案において演習林縮小問題が特別に議題となっていた。これらについては次節において詳しく検証する。省別で見ると文部省は二番目に対象面積が大きかったが、そのほとんどは演習林である。公用財産関係で対象面積が最大であったのは陸軍省で、特に北海道内の演習地がもっとも問題とされた。演習林関係を除くと陸軍省関係の縮小が全体の 7 割を占めた。その他には司法省所管の北海道内の刑務所敷地や農商務省の種馬放牧地も大きな対象となっていた。また、公共用財産では内務省関係がほとんどで、それは特に都市部の公園用地の府県等への貸付が問題とされていた。

しかし 1930 年代の後半になると、政府の動きは行政組織の整理縮小から、戦時体制に対応してそれを拡大する方向となり、1941 (昭和 16) 年 4 月に国有財産調査会は解散する。実際の国有財産整理事業は 1937 (昭和 12) 年でほぼ終わっていたが、その時点で大蔵省に引き継がれていたのは約 46,000 ha でその 9 割が処分されて、売却価格は 5,232 万円であった<sup>7)</sup>。ただし、処分面積では北海道税務監督局管轄（約 34,000 ha）が全体の 8 割以上を占めたが、売却金額では地価の高い東京税務監督局管轄（約 3,200 万円）が約 6 割となっていた。事業全体で見ると、演習林関係がほとんど手つかずで終わった以外は整理はほぼ予定通りに進行した。これは国有財産調査会での議論の段階で各省の調整が事実上なされているためであり、また規模としては最も広大な北海道及び内地の国有林が事業の対象外となっていたためであるとも言える<sup>8)</sup>。なお、国有財産整

表 2 国有財産整理事業各整理案一覧  
Table 2. Plans of the Projects for Rearranging National Property

	整理案番号	調査年月	閣議決定年月	調査対象地域	調査区域
主として公用財産	第一	1920.8~11	1921.11	北海道、大都市	北海道ならびに東京、京都、大阪、神戸の各市とその周辺
	第二	1921.10~11	1925.8	東海道、東北	東京府、埼玉県、千葉県、茨城県、静岡県、神奈川県、愛知県、三重県、宮城県、山形県、青森県、秋田県、岩手県
	第三	1922.8~10	1927.7	山陽、九州	兵庫県、岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、鹿児島県、宮崎県
	第四	1923.5	1928.3	近畿、北陸、山陰	大阪府、京都府、奈良県、和歌山県、滋賀県、鳥取県、福井県、石川県、富山県、新潟県
	第五	1928.6~8	1929.4	東北、中部、関東、四国	福島県、岐阜県、長野県、栃木県、群馬県、山梨県、愛媛県、高知県、香川県、徳島県
	第六	1928.8~9	1930.5	海外殖民地	朝鮮
	第七	1929.5~6	1931.7	同上	関東州、満洲、台湾
	第八	1930.7~8	1932.3	同上	樺太
	第九	1930.7~9	1932.3		岐阜県、三重県、大阪府、兵庫県、和歌山県、京都府、滋賀県、東京府、新潟県、北海道
	第十	1931.7~10	1933.3		神奈川県、埼玉県、茨城県、栃木県、宮城县、新潟県、島根県、岡山県、広島県
	第十一	1930.8(北海道) 1932.9~10	1934.4		北海道、神奈川県、埼玉県、千葉県、東京府、京都府、島根県、岡山県
	第十二	1930.8(北海道) 1933.6	1935.4		北海道、大阪府、和歌山県、埼玉県、群馬県、秋田県、福岡県、宮城県、福島県、青森県
	第十三	1935.5~36.5	1937.12		和歌山県、徳島県、石川県

大蔵省 1958『昭和財政史8』 pp. 66-67より作成

理事事業の結果得られた売却益は中央官庁、国会議事堂の建築、宮緒費に9割が使用された<sup>7)</sup>。また整理事業がほぼ予定通りに進行したことにより、大蔵省による国有財産の管理体制が確立されたのである。

## 2. 演習林整理案と東大の対応

### 2-1 演習林整理案

演習林に対しては、公用財産として第一、二、三、四、八の各整理案で取り扱われた。その詳細については資料-2, 3, 4に示したが、当初は帝国大学演習林については1カ所1,000 ha程度への縮小、高等農林学校演習林に対しては半減という方針が示された。

第一整理案においては北海道関係で東大の北海道演習林と北大の全演習林が対象とされた。そこでは北大農場については「経済上財政上将又社會政策上現状ヲ繼續シテ永ク大學ニ保留セシムルハ頗ル不利益」であり、将来に学術研究、教育用に用いられる部分を除いては現地の借地人などに売却整理して、資金は他の方法で運用すべきであるとされた。また演習林は「學理ノ研究及學生ノ演習ノ為ニ要スルモノトシテ其ノ面積孰レモ廣大」であり、縮小の具体的な数値が1,000 haというものであった。東大の北海道演習林についても北大と同じく約1,000 haへの縮小が示された。

続く第二整理案では、盛岡高等農林学校が対象とされて、演習林について1,000 haを超える面積は過大であるので、御明神演習林部分について約400 haへの半減が示される。ここでは、帝国大学演習林と高等農林学校演習林の間での二重基準が存在していたことになる。また、東京及び周辺の公用財産については第一、第二整理案の範囲であったが、東大については北海道演習林以外には整理案が決定されていない。この点、北大や京大とは異なる扱いをされている。この点は更に検証が必要であるが、帝国大学演習林については台湾、樺太の演習林整理の検討の際に、台湾、樺太以外に所在する演習林以外と一括して処理すべき、とされている。その時に千葉、秩父、愛知などの東大の内地演習林が対象とされていたのかについては不明だが、後述のように東大側からこれら演習林についての意見が出された記録がないため、含まれないとするのが妥当であろう。

第三整理案では鹿児島高等農林学校が対象とされた。鹿児島高等農林は約3,000 haの面積の演習林を所有していたが、それは帝国大学の場合と同じく「廣大ニ失スルカ故」に1,000 ha程度に縮小するべきというものであった。ここでは先ほどの盛岡高等農林学校で示された基準ではなく、帝国大学の基準が適用された。鹿児島高等農林側ではこの国有財産調査会の査定には不信感を持ったとされている。この問題について、元鹿児島大学演習林長の山添精三は以下のように回顧している。

「しかし演習林解放の最初に起きた事件は地元からではなく、国有財産法施行に伴って生じた。国有財産法は大正十年に公布され、国有財産の内、管理状況の良くないもの、あるいは活用されていないものを整理しようとした。そして、代議士、その他の有識者による調査委員会が任命された。不幸にして高隈演習林もその調査の対象となり、委員が現地調査に来ることになったので、学校側は説明書を準備して一行を待った。しかし調査委員会は現地まで行かず、大した調査も行なわざ帰り、報告書が提出されたが、それに依ると演習林は過大であると記載されてだったので、学校当局は啞然としたと言うことである。」<sup>9)</sup>

また、第三整理案は九州各県を対象にしていたが、九州帝国大学については閣議決定が行われていない。ただし、閣議決定された「整理案」以前の段階である、国有財産調査会の「整理意見」としては九大についても議論された記録があるので、資料-5とした。ここでも、九大演習林合計50,000 haは面積が過大であり、各演習林共1,000 haに縮小するべきだとされていた。その中で、生ノ松原地方演習林(55 ha)は「生ノ松原地方演習林ハ地積狭隘ニシテ演習林トスルニ足ラサルカ故ニ之ヲ廢止整理」すべきであるとされていた。九大が閣議決定に至らなかった理由も不明だが、調査が行われた1922(大正11)年時点では九州帝国大学には内地の演習林は設置されておらず、海外植民地演習林については第六整理案以降において一括して実施を予定していたためと考えられる。

第四整理案においては京都帝国大学の全演習林が対象とされた。京大の演習林は約100,000 haであり、縮小の具体的な数値は示されなかつたが、「東京帝國大學北海道演習林ニ對スル整理案ノ趣旨ニ遵ヒ其ノ面積ヲ相當程度ニ縮小整理」すべきとされた。京大については北大と同じく全演習林の縮小が明記されており、第三整理案における九大との扱いが異なる。京大の場合は近畿地方の調査が実施された1923(大正12)年には芦生演習林(1921(大正10)年設置、但し地上権設定)が既に存在していたためであろう。第一、第二整理案で東大演習林の内地部分が縮小されなかつたことを考えると、各整理案間で方針が一定していないことがわかるが、その理由については今後更に検討が必要である。

第六整理案以降の植民地公用財産整理では、台湾、樺太所在の演習林について指摘が行われた。調査会では、台湾演習林について整理意見を出している。それによると「臺灣以外ニ存スル演習林ト一括シテ適當ナル整理方法」を検討するようにとされているが、文部省関係の整理については北大の農場を中心に約2,800 haほどが進められただけであり、演習林に関しては文部省が各演習林存置を主張して(資料-6)、全く整理が進行していなかった。この文部省の主張については後段において、東大側の反応と共に検証を行う。このような状況下で国有財産調査会では演習林問題に関して、特に小委員会を設けて議論を行い、4つの提案を出した(資料-7)。その一案は各帝国大学演習林を当初案で1ヵ所1,000 haへの縮小としていたものを、10,000 haへの縮小とした。その上で、残りの森林は関係各省庁(山林局、北海道庁、樺太庁、台湾総督府)に移管するか、雑種財産として大蔵省が処分を行ふべきだとされた。さらに、それが特別会計法の趣旨と反するという文部省の主張に対しては、「法律改正の必要ありとせば改正の手続きを探られんことを望む」という姿勢を示した。第二案は10,000 haへの縮小という方針は変わらないものの、財産区分を営林財産に変更して大学が経営を行い、残りを各省庁に移管というものであった。また、第三案は縮小面積の具体的な数値は示さないで、大学、学校間の演習林面積の格差を問題として、各気候帯ごとに一ヵ所に演習林を集約して、各大学、学校で共同利用を提案した。最後の第四案では、現状の規模について教育・研究目的だけでは必要な程度を越えており、経営面も考慮した名称に変更の上で、国有財産法を改正して「学林財産」という新たな財産区分を設けるべきだとされた。

以上の四案を受けて、1934(昭和9)年の第十一整理案の決定時に演習林に関して閣議決定がなされた(資料-8)。そこで、国有財産調査会側は「各演習林カ學理ノ研究及學生ノ演習ノ為ニハ既ニ閣議決定相成タル一千町歩程度ヲ以テ足レリ」としていた整理案は正当であるとした上で、「各演習林ニ付夫々相當ナル施業計畫ヲ樹立シ合理的ニ山林ヲ經營シツツアルヲ以テ必シモ之

「整理スルノ要ナキモノ」として、縮小案を事实上撤回した。ただし「演習林ノ名稱ハ其ノ實體ニ適合セサルカ故ニ宜シク適當ナル名稱ニ改メ」て、経営面にも配慮した計画の策定、運用を要求した。国有財産調査会側は教育研究用途では 1,000 ha で充分である、という姿勢は崩さなかつたが、文部省の主張した特別会計上の財源としての役割を認めたと言える。また、各大学、学校ごとに面積に格差があつたり場所に偏りがある点も問題として、「政府ハ将来ニ於テ演習林ノ地理的分配ノ適正及資金ノ權衡等ニ付キテモ慎重ニ考慮」するべきであるとした。つまり、先ほどの第三案に大体沿った形で閣議決定が行われた。

演習林について、これ以後閣議決定は行われず、前述のように国有財産整理事業も 1937（昭和 12）年に事实上活動を終了した<sup>10)</sup>。

## 2-2 東大側の対応

東大演習林を対象としたのは第一整理案（北海道）及び第八整理案（樺太）であったが、この他台灣関係での整理意見や第十一整理案時の閣議決定に対しても東大は意見書を提出していた。

1921（大正 10）年の第一整理案での北海道演習林縮小に対して、翌 1922（大正 11）年 1 月に反論を行った（資料-9）。そこでは演習林の目的を以下のように定義した。

- ・林学に関する純学理及び応用、特に林業経営上の研究。

学生に対して、一施業区即ち保統的林業経営単位の管理経営の教育。

そして、森林はその地域の気候や社会条件により大きく変化するために、国土の各地に演習林の設置が必要であり、また、教育研究の目的を達成するためには経済活動を目的とした一般の森林ではなく、大学が専用できる演習林が必要であるとした。また、北海道演習林の面積規模については保統的林業経営の単位の基準として、北海道内国有林の一施業区の管轄面積がおよそ 25,000 ha であることから、北海道演習林も同程度が必要であると主張した。

台灣演習林整理への反論（資料-10）は 1930（昭和 5）年 5 月に行われた。ここでは演習林の基本的な目的については先ほどの北演の場合と同じであったが、ここで演習林の面積が 57,000 ha と言っても、実質利用できる面積は半分にも満たない 23,000 ha ほどである、と主張した。また海拔が 20 m ほどから 3,000 m 以上の高地に至るため、亜熱帯、暖帯、温帯、寒帯の 4 気候帯を含み、その自然の連続性の観点から縮小の余地なしとした。ただし、東部の草原で農耕貸付地としている部分については将来的には整理も可能であると一定の譲歩の姿勢も見せた。

第八整理案での樺太演習林整理への反論（資料-11）は 1931（昭和 10）年に作成された。ここでは、新たに演習林創設以来の蓄積に関して主張が行われた。つまり、北海道演習林をはじめとした各地の大規模演習林は設置から 30 年が経過して、徐々に理想の森林状態へと改良が行われてきたが、ここで整理が実施されるとその蓄積が全て無駄になるというものであった。また、樺太演習林については、その植生が北海道よりもむしろ大陸東北部と近似していること、また樺太は林業開発が盛んであったが、技術水準が後進であり、演習林によるその向上が必要であるとした。また、台灣の場合と同じく全体の半分が利用困難な地域であり、面積が過大であるという指摘は当たらず、むしろ過小であると主張した。

以上が東大の演習林整理に対する反論であったが（注 10 のように朝鮮所在演習林は整理対象外であった）、その主張の根幹は保統的経営可能な面積の維持と、さらに海外部分については利用可能な面積の観点からむしろ過小である、さらに整理縮小はこれまでの蓄積を無駄にするというものであった。だが、これらは国有財産調査会側の指摘と一部論点がずれているところがある。

すなわち、保続的経営可能面積についての主張は教育・研究用として 1,000 ha で十分とした調査会側に対する明確な反論となっているが、台湾、樺太における実質利用面積の問題については、むしろ国有財産調査会はこのような利用困難な財産の処分が目的であり、この点は論点がかみ合っていない。さらに、今後将来にわたって大学が演習林経営を行う事の不利益さの指摘がある一方で、大学側がこれまでの蓄積の価値を主張するという点も、教育研究上の必要性を訴える東大と国有財産運用の効率性を追求する国有財産調査会・大蔵省の論理が対立した点である。

前述のように演習林整理については、第十一整理案時に 1,000 ha への一括縮小は撤回されるが、名称の変更と演習林の所有の偏りという問題を指摘された。これに対して、東大は総長、農学部長、演習林長らによる会議で意見案作成を行った。その当初案「第一案」(資料-12)では、地元住民の便益を図るための事業として、慣行特売、地元需要材の払下、町村助成金の交付、小学校補助、道路補助、産業組合の指導等を行い、山林経営の収益を以て本学特別会計の収入としている、として従来は触れなかった経営面、財政面での役割を強調して「演習資金林」という名称を検討している。また、演習林は当初価値の低い森林を交付されたが長年の経営努力により財産価値を高めたのであって、他大学との財政面での不公平という指摘はあたらないとした。また、東大の場合、全学の財政規模や林学の学生数から見ると、むしろ他大学の 2 倍の面積の演習林が必要であると主張した<sup>11)</sup>。将来にわたっても、地理的配分の再検討も不均衡は正も東大には全く必要ないと結論づけた。これが、文部省に送られた「第二案」(資料-13)では若干の修正が行われていた。すなわち、名称については「学用林」と変更されており、当初より財産的役割が弱まった名称とされた。また、やや強硬な表現であった「第一案」の文末の三行が削除された。この東大の主張は高等農林学校との格差の指摘は全く無視しており、また財産価値の向上が東大の経営努力だけで成し遂げられた、という主張も東大が他の三帝国大学より大きな面積を配分されている点を考えると妥当性が疑わしい面がある。しかし、北海道、台湾、樺太の 3 演習林整理への意見から総合すると、東大の主張は教育研究林としての演習林の役割の主張という点では、論旨が一貫していたと言える。この点は、北大がより財産目的を主張していたことと対照的である<sup>12)</sup>。北大は前述のように、札幌農学校からの発展の過程で演習林が財産として重要な役割を果たしていた。大学の財政基盤が脆弱であった北大と、当初唯一の帝国大学として整備された東大の違いが演習林の運用にも大きな影響を与えていたと言える。

### 3. 考 察

#### 3-1 大学の特別会計制度

国有財産整理事業の期間は、同時に国の特別会計制度についても見直しが進行していた。従って、演習林の財政的役割を考える際に特別会計制度との関係を抜きにはできず、ここでその展開をまとめる(表-3)。

学校財政に関する最初の法律は 1890 (明治 23) 年制定の「官立学校及図書館会計法」である。この法律により、文部省直轄の帝国大学、高等師範学校、高等中学校、高等商業学校、高等工業学校、東京美術学校、東京音楽学校、東京盲啞学校、東京図書館と農商務省所管の東京農林学校の各学校ごとに 15 の特別会計が創設された。この特別会計は国庫支出金を歳入の主体としていたが、その他に授業料、入学試験料、寄付金等により補うこととしていた。この特別会計は施設整備などの臨時金を除外していたことが特徴的である。また、学校運営費について国民全体から

表-3 大学、学校特別会計制度の変遷  
Table 3. Change of the Special Accounting for National Schools

施 行 年	法 律 名	内 容
1890 (明治 23) 年 3 月	官立学校及図書館会計法 (明治二十三年法律第二十六号)	文部省直轄学校・図書館及び農商務省所管東京農林学校に適用、それぞれの学校等ごとの特別会計
1907 (明治 40) 年 4 月	帝国大学特別会計法 (明治四十年法律第十九号) 学校及図書館特別会計法 (明治四十年法律第二十三号)	各帝国大学ごとの特別会計 直轄学校及び帝国図書館を通じた一つの特別会計
1921 (大正 10) 年 4 月	大学特別会計法 (大正十年法律第十一号)	各帝国大学、各官立大学ごとの特別会計
1925 (大正 14) 年 4 月	大学特別会計法の一部改正 (大正十四年法律第十七号)	帝国大学、官立大学を通じた一つの特別会計
1944 (昭和 19) 年 4 月	学校特別会計法 (昭和十九年法律第九号)	帝国大学、官立大学、直轄学校を通じた一つの特別会計
1947 (昭和 22) 年 4 月	公債金特別会計法外四法律の廃止等に関する法律 (昭和二十二年法律第四十二号)	一般会計へ移行
1964 (昭和 39) 年 4 月	国立学校特別会計法 (昭和三十九年法律第五十五号)	国立学校を通じた一つの特別会計

国立学校特別会計研究会編 1994『国立大学特別会計三十年のあゆみ』第一法規出版 pp. 12-13 より作成

の寄付金の拠出を予定しており、最終的に学校財政の独立を志向するものであったとされる<sup>13)</sup>。

1907（明治 40）年に「官立学校及図書館会計法」が廃止されて、「帝国大学特別会計法」と「学校及図書館会計法」が制定される。これは帝国大学のみを学校ごとの会計として、残りの直轄学校と図書館を一つの会計にまとめたものであった。これは直轄学校が 32 校と大幅に増加したために学校ごとの特別会計を組むことが煩雑になったことと、帝国大学のみを別会計としてさらに集中的な投資を行いやすくするねらいがあったと思われる。この改正により、施設整備費などの臨時金も特別会計に繰り入れられることになる。また、帝国大学に対しては政府支出金が毎年定額支出されることとされており、これも帝国大学への外部からの干渉を防ごうという意思の表れであった。

1920（大正 9）年に官立単科大学の東京商科大学が設立されると、翌 1921（大正 10）年「帝国大学特別会計法」は「大学特別会計法」に改正された。この改正によっても帝国大学の扱いは特別であり、帝国大学は各大学ごと、官立大学は全体で一つの会計を構成することとされた。また、政府支出金は東京、京都の両帝国大学のみが定額とされて、他の大学は毎年度予算を定めること、と規定された。だが、帝国大学の安定を目指したこの定額制は毎年の学校規模の拡大やそれに伴う管理費、人件費の増大という事態の前では逆に足枷となっていた。そのため 1925（大正 14）年の大学特別会計法の一部改正によって政府支出金法定化が廃止されるまで、この定額支出金はほぼ毎年、計 13 回にわたって改められており、「定額制」は形骸化していたのである。また、この 1925（大正 15）年の改正により、各帝国大学ごとに区分した特別会計が制度上 1 つの会計制度として包括された。

戦時中の 1944（昭和 19）年に「大学特別会計法」と「学校及図書館会計法」は共に廃止されて、「学校特別会計法」に統合される。この改正により帝国図書館が一般会計へ移されて、文部省の直轄学校の全てが一つの法律で処理されることになった。しかし、予算上帝国大学については各帝国大学ごとに区分整理されて、学校関係の予算は各学校ごとに処理されており運用上は大きな変化はなかった。

戦後になり、1947（昭和 22）年「公債金特別会計法外四法律の廃止等に関する法律」により「学校特別会計法」は廃止されて、学校財政は全て一般会計へと統合されることになる。これは第二次大戦で大きな被害を受けた国立学校施設の復興には莫大な資金が必要であり、学校財政の自主独立は不可能であったからだとされる<sup>14)</sup>。ただし、寄付金等の各大学での運用については委任経理金制度として、一般会計下でも認められた。1964（昭和 39）年になって「国立学校特別会計法」により、学校財政は国立学校を通じた一つの特別会計へと移行して、現在に至るのである。

ところで、1924（大正 13）年に成立した加藤高明内閣は「行政及財政整理案大綱」を発表して、特別会計制度の整理案を国会に提出した<sup>15)</sup>。この時 37 あった特別会計は 30 に減少したが、東京、京都、東北、九州、北海道の各帝国大学ごとに設置されていた特別会計は帝国大学特別会計として一本化された。文部省は大面積演習林の根拠を帝国大学特別会計制度に求めたが、大蔵省・財政当局としては財政の複雑化や肥大化の原因となる特別会計制度自体が問題でもあったのである。また、文部省は先の整理案への意見において、帝国大学特別会計制度は「一般会計予算の影響を被ることなく財政上の独立を確保せしめんとするものにして学校より生ずる収入を以て学校経費を支弁し得るに至るを其の究極の目的」<sup>16)</sup>としていたが、帝国大学の財政規模拡大で一般会計からの繰り入れが大きな比重を占めるようになっていた。つまり、特別会計による独立は

現実性を失っており、島恭彦は「この時期に演習林の財政的役割を弁護することは、はたして大学のためなのかわからない」<sup>16)</sup>と指摘している。このように、演習林をめぐる議論はこのように特別会計制度をめぐる省間の対立というより大きな構図の一端でもあった。

### 3-2 演習林の役割の議論

演習林整理問題について考えるために、演習林の役割に対する認識を確認したい。すなわち、東大が教育研究の役割を全面的に強調したのに対して、文部省の意見は（前掲資料-6）、教育研究上の役割については大学側と似たようなものであったが、大面積演習林所有の根拠として、帝国大学特別会計制度の基本財産としての役割を明確に主張した。さらに、特別会計制度の基本財産である演習林を整理することは「現行法上絶対不可能のこと」とし、「若じまた法律の改正を以てするも前述の特別会計法の根本趣意を変更せざる限り妥当する処置と云ことを得す」、つまり特別会計制度の性格自体を変えるものであり、国有財産法だけではなく、帝国大学特別会計法の改正が必要であるとしていた。これらの主張が結局国有財産調査会・大蔵省側を押し切ったわけであるが、調査会の整理案が精細さを欠いていた点も指摘しなくていいけない。演習林1カ所を一律1,000 haへ縮小という当初案は、自ら1カ所10,000 ha、さらに縮小目標数値無しへと後退させていくが、1,000や10,000といった数字は教育研究の必要面積を厳密に算出したとは言えない。いわば、教育研究の門外漢である財政当局者が効率性重視でだした数値が大学側に説得力を持ち得なかったのは当然であった。

国有財産整理事業をめぐる議論では演習林とは何か、ということが厳しく問われた。小鹿勝利は一連の議論の結果、演習林が財産林としての機能を評価され、特別会計制度の枠内においてその存在、規模の社会的な認知を受けたとした。また、演習林としても教育研究機能の側面に一定の配慮をせざるを得なくなったとしている<sup>17)</sup>。この総括は国有財産整理事業が演習林に与えた影響をよく表している。ただし、ここで小鹿が主要な分析対象にした北大演習林の性格に注意する必要がある。つまり、北大演習林は当初基本林という名称で設置されたことからもわかるように、財産としての役割が重視されており、また実際に理学部設置等の財源となり、多大な貢献をしてきた。しかし、東大の場合は、前述のように設立当初の本多静六は財産としての役割も構想していたが、彼の考えはそれを前面に出すものではなく、文部大臣通達の存在が示すようにあくまで東大演習林は教育研究用として創設された。むしろ、東大の場合は国有財産整理事業によって初めてその基本財産としての役割が表だって認識されたというべきである。

だが、国有財産整理事業は戦争の本格化によって、中断に近い形で終了した。結局、演習林の名称変更問題も配置や所有規模の適正化についても、結論は出ないままであった。大学・文部省側の論理は国有財産調査会・大蔵省側に対して説得力を持ってはいたが、完全に論破したわけではなく、時局の変化によって議論が時間切れとなつたと理解するべきである。演習林の役割をめぐる議論は結論を出さないまま、縮小論議から解放されて、戦時中の中国占領地や南洋諸島への面積拡大の方針へと向かうのであるが、それについての詳細は後日機会を設けて考察を行いたい。

### 注及び引用文献

- 1) 国有財産法の目的を示す第一条から第四条までを資料-1として示した。条文全文については、大蔵省編。1936.『明治大正財政史第2巻』。財政經濟學會。pp.999-1005. を参照のこと。

- 2) 大蔵省昭和財政史編集室編. 1958. 『昭和財政史 8』. 東洋経済新報社. p. 12.  
沢来太郎は国有財産法成立に中心的な役割を果たしたが、彼はこの問題に関して約 1,500 頁になる大著を刊行している（沢来太郎編 1917 『帝国国有財産総覧』沢政務調査所出版部. 1502 pp). 沢は当時現金収支が会計法で規定されながら、土地に関して法律が無い点を「予算の金銭と国有の土地と其名異なると雖も、其實は一也。故に予算の浪費と国財の浪費とは、其罪固より一なり」（同書 p. 1466）として、各省独自の土地処分を批判した。
- 3) 前掲. 『昭和財政史 8』. p. 14.
- 4) 小鹿勝利. 1980. 「戦前期における国有財産整理事業と大学演習林」『北海道大学農学部演習林研究報告』37 卷 3 号. 北海道大学農学部附属演習林. p. 611.  
小鹿は以下の様に指摘している。  
「以上のような内容をもった法律の成立により、わが国の国有財産管理の体系化がなされたが、この法律の成立背景には第 1 次世界大戦後の財政危機のもとで国債整理、財政整理などの必要性とともに中央諸官庁の建築費の捻出などの社会経済的、財政的必要性があったのである。また国有財産整理事業は国有財産とりわけ国有地に対する民主主義的な主張や運動をバネに国家権力の再編成つまり当時の権力内部における官僚機構の割拠性～国家的土地位所有に依拠した省庁間のなわばり争い～を排除し、大蔵省にその権限を相対的に集中しようとする側面をもつたものであった。」
- 5) 「大正十年官有財産調査会職員録」東大演習林研究部所蔵『北海道演習林整理に関する書類』第三号書類.  
これは正確には前身の官有財産調査会の構成員であるが、国有財産調査会と基本的には変更がない。
- 6) 前掲. 『昭和財政史 8』. p. 181.
- 7) 前掲. 『昭和財政史 8』. p. 184.
- 8) ただし「第一整理案」において、北海道国有林の内務省から農商務省へ移管し、内地国有林と一本化する案の検討が付帯意見として提示されている。
- 9) 林業経済研究所編. 1972. 『大正・昭和林業史』. 日本林業新聞社. p. 91.
- 10) なお、朝鮮所在の各帝国大学演習林については、その土地が全て朝鮮総督府よりの借地（80 年契約）であったために、整理事業の対象とならなかったと思われる。
- 11) 1930 年時点で、東大の林学科在籍者数は 132 人、北大は 55 人、九大は 34 人、京大は 55 人であった（奥山洋一郎. 1996. 「林学教育に関する史的研究」筑波大学第二学群農林学類卒業論文. p. 61.)
- 12) 前掲. 「戦前期における国有財産整理事業と大学演習林」. p. 624.
- 13) 国立学校特別会計研究会. 1994. 『学校特別会計三十年の歩み』. 第一法規出版. p. 8.
- 14) 神山 正. 1995 『国立学校特別会計制度史考』. 文教ニュース社. p. 41.
- 15) 大蔵省昭和財政史編集室編. 1959. 『昭和財政史 17』. 東洋経済新報社. p. 70.
- 16) 島 恒彦. 1964. 「帝国大学特別会計と演習林」『経済論業』93 卷 5 号. 京都大学経済学会. p. 19.
- 17) 前掲. 「演習林経営に関する社会経済史的研究」. p. 325.

#### 第 IV 章 まとめ

本研究では戦前、戦中期までの東大演習林の創設と展開について、創設時の経過と国有財産整理事業での縮小論議を中心に考察してきた。東大演習林の創設時、本多静六の構想には教育研究以外に学校用の財産としての構想が存在していた。それは、最初の経営計画である第一次経営案で、演習林が教育研究林と林業経営林に区分されていたことにも反映された。だが、演習林の財産的役割がより前面に現れて、大学全体の発展に多大な影響を与えた北大に比べると、東大の場合は演習林からの収入に拘泥する必要はなかったといえる。それは開拓行政の混乱のたびに廃校の危機を迎えた札幌農学校・北大と、唯一の帝国大学として国家の顔として整備されてきた東大の大学全体の財政基盤の差であった。また、演習林の役割は教育研究、大学財政への貢献以外に、大学内部に留まらない役割もあった。それが北海道で行われていた林内植民事業であり、また海外植民地、占領地での現地機関の拓殖政策への協力であった。本研究では林内植民については詳しく触れていないが、有永明人が明らかにしたようにそれは北海道の開拓政策と深く結びついていた。また、戦時中の海外占領地への演習林設置は教育研究目的はもちろん、大学の財産として

認識されていたとも言い難い。戦争中で経営による利益算出は困難が容易に予想される状況であったし、また設置の予算が速やかに手続きされている点は、一大学の都合を超えた政策意図が込められていたと読みとるべきである。むしろ、行政機関の一部としての戦争政策への協力として理解する方が説明しやすい。

国有財産整理事業での議論は、演習林が教育研究にとどまらない役割を期待されたこと自体への批判も含んでいた。突き付けられた大規模な縮小要求は、大学側にも演習林とは何か、という点を真剣に考えさせることになった。その中で「演習資金林」という名称への変更が一時的に検討されていたように、演習林の財政的役割の評価も行われた。だが、最終的に東大は教育研究目的の主張で国有財産整理事業の圧力に対抗しており、この点で文部省や北大とは立場の違いがあった。結局、国有財産調査会・大蔵省の縮小案も一貫せず、縮小面積も大学側に説得力を持つものではなかったため、文部省・大学側の反対を崩せずに、国有財産整理事業における演習林縮小は終了した。演習林面積の現状維持という結果は、整理案がほとんど実施された他省に比べると異例であった。ただ、この時期は特別会計制度の整理統合も行われており、1925年に東大・京大への定額支出制度廃止と各大学ごとの特別会計から帝国大学特別会計への一本化がなされて、大蔵省としては実質的な大学関係財政の合理化を達成したという面もあり、文部省・大学側の抵抗の強い演習林縮小にそれほどこだわらなかつたということもあろう。一方で、国有財産調査会は単に面積縮小のみではなく、大学・学校間の面積格差や地理的な集中も指摘しており、これらは現在につながる課題である。戦後も演習林の共同利用化の検討がされたことがあり<sup>1)</sup>、また現在も検討されているが、根本的な解決に至ってはいない。現実に共同利用化や面積の平均化、土地交換等による地理配分の広域化が可能であるのか、またそれが有効な意味を持つのかは別に議論が必要であるが、現在の演習林の存在が戦前の構造を引き継いだままであることは確かである。

演習林は大学附属施設であると同時に森林である。森林は住民にとっては経済活動の場であり、特に大規模な面積を有していた戦前期の帝国大学演習林はそれだけに大学外の社会との接点も大きかった。今後、独立行政法人化などの議論の中で国立大学はよりいっそうの効率性や社会への様々な意味での開放を求められる場面が多くなると予想される。演習林は前述のように現在においても国立大学面積のほとんどを占める大規模な施設であり、社会からの要求も多様化されるだろう。その時、演習林が戦前期に大蔵省からの縮小論議をどのように経験して、また解決したのか。本研究で行った歴史実証的分析が、今後の方向性を定める議論の一助となるならば幸いである。

本研究では戦前期の東大演習林に課せられた役割を明らかにすることを目的としたが、更に議論を深化させるために他大学、学校との比較も重要であるし、実際に果たしてきた役割の研究も必要である。その意味で東大演習林についても北大演習林と同じく、経営の歴史の詳細な分析が必要である。また、戦後の演習林経営展開や近年の市民への開放、演習林組織改革の新しい動きも視野に入れて、大学と森林の関係について更に議論を深めることが必要である。

#### 注及び引用文献

1) 例えば、1972年に日本学術会議第6部会に演習林問題検討小委員会が設置され、そこで「全国立大学付置共同研究林（仮称）」の設置の試案が論議された。大崎六郎。1972。「大学演習林の改革方向」『林

業技術』359号. pp. 29-31.

### 謝 辞

本研究を進めるにあたりましては、研究室の永田信教授、井上真助教授、立花敏助手、東京大学農学部附属演習林の大橋邦夫教授、東京大学大学院新領域研究科の斎藤馨助教授に大変お世話になりました。また、北海道大学農学部附属演習林の秋林幸男助教授をはじめとする学内、学外の多くの方のご助力を頂いたことに対して、ここにお礼申し上げます。

### 要 旨

大学演習林は約130,000haという広大な面積を持つが、その広大な面積の必要性や一部大学への集中に対しては、戦後の演習林水平化運動、共同研究利用林構想という演習林当局の議論や行政監察による勧告でも問題とされてきた。本研究では演習林がこのような大面積を持つに至った経緯を明らかにすることを目的として、戦前期における社会の要請と演習林の対応の経緯について検証を行った。そこから現代につながる課題を考察した。資料としては東大演習林所蔵の各種往復文書、書類綴り、予算関係書類等の資料を用いて実証的に分析した。対象時期は演習林が創設された1894(明治27)年から戦前期までであり、特に1921(大正10)年から1934(昭和9)年までに行われた国有財産整理事業による演習林縮小の議論を中心とした。

1921(大正10)年に成立した「国有財産法」により、それまで各省庁が独自に管理を行っていた国有財産について初めて統一的に規定された。同法は、国有財産の内で利用が本来の目的から逸脱したり、意義を失ったものについては処分を行うとした。そして、各省庁国有財産の評価を行う国有財産調査会が設置されて、国有財産整理事業が実施された。同事業は財政一元化を目指す大蔵省と各省庁の既得権益確保のせめぎ合いであり、公用財産として陸軍省演習地に次ぐ大面積であった演習林にも、厳しい縮小要求がなされた。

北海道所在国有財産を対象とした「国有財産整理案(第一次)」(1921年11月9日閣議決定)では、東大(約25,000ha)、北大(約60,000ha(4カ所))の演習林を一演習林当たり1,000ha程度へと縮小するように要求された。これに対して、東大側は林学に関する教育研究には保続的林業経営が可能な面積が必要であり、東大北海道演習林は北海道内国有林の一施業区と面積がほぼ等しく縮小は不可能と主張した。同様の縮小要求は台湾、樺太演習林にもなされて、その後、国有財産調査会において演習林の帝国大学への集中、所在地域の偏りについて共同利用化の検討や、同時に演習林の名称を変更して経営面に配慮をするべきだとする意見が採択された。東大側は教育研究における演習林の重要性を主張して、演習林の集中、偏りについては学生数や全学の予算規模から考えるなら東大は他大学の2倍の面積を持つ必要があり、演習林の財産価値が高まつたのは多年の投資や努力の結果であるとした。このような大学、文部省側の抵抗で演習林の縮小は進行せず、その後、戦争という時局の変化で国有財産整理事業は1936年に打ち切られて、演習林縮小や名称変更は実行されなかった。そして、戦時体制へ移行して、海外占領地への演習林拡大が行われたのである。

**キーワード:** 演習林、国有財産整理事業、国立学校特別会計、大学財政

## 参考・引用文献

- 1) 秋林幸男・門松昌彦・湊 克之・西本 肇. 1997. 「札幌農学校の総合大学化と維持資金」『北海道大学農学部附属演習林研究報告』54巻2号. 北海道大学農学部附属演習林. pp. 273-298.
- 2) 阿曾沼明裕. 1995. 「戦後国立大学における研究所の展開」『年報科学・技術・社会』4巻. pp. 21-24.
- 3) 天野郁男. 1989. 『近代日本高等教育研究』. 玉川大学出版部. 538 pp.
- 4) 有永明人. 1974. 「林内殖民制度に関する研究－北大演習林の林内殖民制度－」『北海道大学農学部演習林研究報告』32巻2号. 北海道大学農学部附属演習林. pp. 141-292.
- 5) 安斎圓秀. 1966. 『駒場農学校等資料』. 東京大学出版会. 1168 pp.
- 6) 演習林研究部・千葉演習林. 1974. 「千葉演習林沿革史(1)」『演習林』18号. 東京大学農学部附属演習林. pp. 9-28.
- 7) 大蔵省編. 1936. 『明治大正財政史第2巻』. 財政經濟學會. 1356 pp.
- 8) 大蔵省昭和財政史編集室編. 1958. 『昭和財政史8』. 東洋經濟新報社. 566 pp.
- 9) 大蔵省昭和財政史編集室編. 1959. 『昭和財政史17』. 東洋經濟新報社. 598 pp.
- 10) 大崎六郎. 1972. 「大学演習林の改革方向」『林業技術』359号. 林業技術協会. pp. 29-31.
- 11) 奥山洋一郎. 1997. 「戦前期におけるわが国林学高等教育の展開」『大学研究』16号. 筑波大学大学研究センター. pp. 225-247.
- 12) 奥山洋一郎・秋林幸男・大橋邦夫. 1998. 「国立大学附属演習林の創設と展開」『林業経済研究』44巻2号. pp. 43-48.
- 13) 神山 正. 1995. 『国立学校特別会計制度史考』. 文教ニュース社. 565 pp.
- 14) 北尾邦伸. 1982. 「京大北海道演習林経営史・試論」『京都大学農学部演習林集報』15号. 京都大学農学部附属演習林. pp. 1-35.
- 15) 総務庁行政観察局. 『行政観察年報』. 各年度版.
- 16) 国立学校特別会計研究会編. 1994. 『国立学校特別会計三十年のあゆみ』. 第一法規出版. 514 pp.
- 17) 国立教育研究所編. 1974. 『日本近代教育百年史2』. 国立教育研究所. 483 pp.
- 18) 国立大学協会編. 1997. 『行財政改革の課題と国立大学』. pp. 44-48.
- 19) 小鹿勝利. 1980. 「戦前期における国有財産整理事業と大学演習林」『北海道大学農学部演習林研究報告』37巻3号. 北海道大学農学部附属演習林. pp. 609-630.
- 20) 小鹿勝利. 1985. 「演習林経営に関する社会経済史的研究」『北海道大学農学部演習林研究報告』42巻2号. 北海道大学農学部附属演習林. pp. 221-442.
- 21) 作道好男・作道克彦. 1983. 『岐阜大学農学部六十年史』. 教育文化出版. 538 pp.
- 22) 沢来太郎編. 1917. 『帝国国有財産総覧』. 沢政務調査所出版部. 1502 pp.
- 23) 島 恭彦. 1964. 「国立大学特別会計の史的考察」『経済論業』93巻4号. 京都大学経済学会. pp. 1-14.
- 24) 島 恭彦. 1964. 「帝国大学特別会計と演習林」『経済論業』93巻5号. 京都大学経済学会. pp. 299-302.
- 25) 全国大学演習林協議会編. 1984. 『国立大学演習林要覧』. 281 pp.
- 26) 全国農業學校長協会. 1941. 『日本農業教育史』. 農業図書刊行会. 944 p.
- 27) 大日本山林会編. 1931. 『明治林業逸史』. 大日本山林会.
- 28) 大日本山林会編. 1931. 『明治林業逸史統編』. 大日本山林会. 516 pp.
- 29) 高橋延清・高橋武一. 1944. 「北海道演習林に於ける林内殖民の研究」『東京帝国大学演習林報告』34号. pp. 1-81.
- 30) 館昭. 1981. 「帝国大学令と帝国大学の矛盾—確立期の大学行政に関する一考察—」『大学史研究』2号. pp. 71-80.
- 31) 東京大学. 1996. 『東京大学現状と課題2』東京大学. 337 pp.
- 32) 東京大学農学部附属演習林. 1994. 『演習林』32号. 337 pp.
- 33) 東京大学農学部附属演習林. 1994. 『東京大学演習林における試験研究100年』. 224 pp.
- 34) 東京大学農学部附属演習林北海道演習林編. 1974. 『東京大学北海道演習林75年史』. (東京大学演習林研究部所蔵)
- 35) 東京大学百年史編集委員会. 1984. 『東京大学百年史通史1』. 東京大学出版会. 1094 pp.
- 36) 東京帝国大学. 1932. 『東京帝国大学五十年史(上冊)』. 1429 pp.
- 37) 東京帝国大学. 1932. 『東京帝国大学五十年史(下冊)』. 1333 pp.
- 38) 東京帝国大学農学部附属演習林. 1920. 『東京帝国農学農学附属演習林千葉演習林第三次経営案』. (東

- 京大学演習林研究部所蔵).
- 39) 東京帝国大学農学部附属演習林. 1921 『演習林例規』. (東京大学演習林研究部所蔵).
  - 40) 東京帝国大学農学部附属演習林編. 1943. 『演習林概要』. 東京帝国大学農学部附属演習林. (東京大学演習林研究部所蔵)
  - 41) 日本林業技術協会編. 1962. 『林業先人伝』. 日本林業技術協会. 605 pp.
  - 42) 根岸賢一郎. 1996. 「千葉演習林沿革史資料(番外メモ)」『演習林』36号. 342 pp.
  - 43) 根岸賢一郎・鈴木 誠・斯波義宏. 1991. 「千葉演習林沿革史資料(3)」『演習林』28号. pp. 13-57.
  - 44) 野口泰雄. 1968. 「演習林の現状における問題点に関する調査報告」『演習林』17号. pp. 151-205.
  - 45) 北海道大学編. 1980. 『北大百年史通説』. 北海道大学. 1238 pp.
  - 46) 牟田博光編. 1993. 『高等教育論』. 放送大学教育振興会. 191 pp.
  - 47) 林業経済研究所編. 1972. 『大正・昭和林業逸史上巻』. 日本林業新聞社. 561 pp.
  - 48) 山中永之祐. 1974. 『日本近代国家の形成と官僚制』. 弘文堂. 325 pp.
  - 49) 山本博一. 1996. 「地域社会との共存を目指した天然林の経営」『森林計画学会誌』27号. pp. 31-38.
- (1999年 4月30日受付)  
(1999年 9月14日受理)

### Summary

The Tokyo University Forests, established in 1894, owned experimental forests of a very large area in Hokkaido, Sakhalin, the Korean Peninsula, and Taiwan in the period before the First world War. But, in the Project for Rearranging National Property that began in 1929, reduction of the University experimental forests was planned. The Project for Rearranging National Property was the biggest administrative reform before World War II, and the transfer to the Ministry of Finance of national property of all ministries and agencies and sale was planned. The experimental forests in Hokkaido and the overseas colonies, which covered tens of thousands of hectares, were planned to be reduced to 1,000 ha. The Ministry of Education and The University of Tokyo objected to this. The Ministry of Education insisted on the role in university finances, and the University of Tokyo insisted on this role in education and research. As a result reduction plan was stopped. We should take this past experience into account in discussions on the current experimental forests.

**Key words:** Experimental Forests, Project for Rearranging National Property, Special Accounting for the National School, University Finances

## 資料

資料-1 國有財產法（大正十年四月八日法律第四十三号）の抜粋

資料-2 演習林関連の國有財產整理案

資料-3 台湾演習林整理意見に関する報告

資料-4 横太演習林整理意見に関する報告

資料-5 九州帝國大学に関する整理意見

資料-6 文部省「各演習林存置を必要とする事由」

資料-7 国有財產調査会演習林に関する整理意見

資料-8 第十一整理案に関する閣議決定

資料-9 北海道演習林整理に対する東大側の反論

資料-10 台湾演習林整理に対する東大側の反論

資料-11 横太演習林整理に対する東大側の反論

資料-12 第十一整理案に対する東大意見（第一案）

資料-13 第十一整理案に対する東大意見（第二案）

資料-1 國有財產法（大正十年四月八日法律第四十三号）の抜粋

（大藏省編 1936『明治大正財政史第2卷』財政經濟學會 pp. 999-1005）

第一條 本法ニ於テ國有財產ト稱スルハ國有ノ不動産並勅令ヲ以テ定ムル國有ノ動産及權利ヲ謂フ

第二條 國有財產ヲ分カチ左ノ四種トス

一公共用財產國ニ於テ直接公共ノ用ニ供シ又ハ供スルモノト決定シタルモノ

二公用財產國ニ於テ神社ノ用又ハ國ノ事務、事業若ハ官吏其ノ他ノ職員ノ住居ノ用ニ供シ又ハ供スルモノト決定シタルモノ

三營林財產國ニ於テ森林經營ノ目的ニ供シ又ハ供スルモノト決定シタルモノ

四雜種財產前各号ニ属セサルモノ

第三條 國有財產ニ關スル事務ハ各省大臣之ヲ管理シ國有財產ニ關スル總括事務ハ大藏大臣之ヲ管理スヘシ

第四條 國有財產ハ雜種財產ヲ除クノ外之ヲ讓渡シ又ハ之ニ私權ヲ設定スルコトヲエス但シ其ノ用途又ハ目的ヲ妨ケサル限度ニ於テ其ノ使用又ハ収益ヲ為サシムルハ此ノ限ニ在ラス

資料-2 演習林関連の國有財產整理案

（表-1 参照）

大正十年十一月九日閣議決定

大正十四年八月十二日閣議決定（本学ニ関係ナシ）

昭和二年七月二十七日閣議決定（本学ニ関ナシ）  
（ママ）

國有財產整理案（演習林ノ分）

演習林整理実績調（昭和六、七、八）  
 （省略）

官有財産整理案（第一）大正十年十一月九日閣議決定

一、北海道帝國大學

本大學ハ札幌區ノ北端ニ在リテ其ノ諸用地及附属地左\*  
 ノ如シ

校舎及官舍敷地四二、五八五坪

附属宅地及道路敷六九、四四二坪

植物園敷地（札幌區内）三六、五〇六坪

忍路臨海実驗所敷地（忍路郡鹽谷村）一、二二二坪

第一農場（札幌區内）二一一、五四四坪

（七〇町歩）

第二農場（同）三一五、九四六坪

（一〇五町歩）

第三農場（札幌郡札幌村）九五三、二四二坪

（三一七町歩）

第四農場（同平岸村）一九四二、八四二坪

（六四七町歩）

第五農場（夕張郡角田村）一、五二〇、〇〇〇坪

（五〇六町歩）

第六農場（同）二一四〇、〇〇〇坪

（七一三町歩）

第七農場（龜田郡七飯村）二三九、七二三坪

（七九町歩）

第八農場（空知郡富良野村）一一、三七七、二七二坪

（三、七九二町歩）

農場計一八、七〇〇、五六九坪

（六、二二九町歩）

雨龍演習林（雨竜郡幌加内村）九〇、〇〇〇、〇〇〇坪  
 （三〇、〇〇〇町歩）

天塩第一演習林（中川郡中川村）五六、一五五、二〇七坪  
 （一九、七一八町歩）

天塩第二演習林（天塩郡幌延村）六八、二一六、〇三八坪  
 （二二、七三八町歩）

苦小牧演習林（勇払郡苦小牧村）六、八二二、五六〇坪  
 （二、二七四町歩）

樺太演習林（樺太久春内郡）五九、七二二、三四六坪  
 （一九、九〇七町歩）

台湾演習林（台湾南投厅管内）二〇、五三八、〇〇〇坪  
 （六、八四六町歩）

朝鮮演習林（朝鮮全羅北道）七七、六四六、〇〇〇坪  
 （借地）  
 （二五、八八二町歩）

演習林計三八二、一〇〇、一五一坪  
 （一二七、三六五町歩）

右ノ内附属宅地三五二八一坪ハ有償又ハ無償ニテ貸付  
 シ第三乃至第八農場計六〇五三町歩ハ畠一反歩五十錢  
 乃至三円水田一反歩一円五十錢乃至六円ヲ以テ夫々小  
 作ニ付セルモ此等ノ土地ハ經濟上財政上將又社會政策  
 上現状ヲ繼續シテ永ク大學ニ保留セシムルハ頗ル不利益  
 ナリト認ムルカ故ニ将来學術用其ノ他トシテ直接必  
 要ナル部分ヲ除クノ外漸次現借地人其ノ他ニ賣却整理  
 シ資金ハ他ノ方法ニ依リ運用スルコトトスルヲ適當處  
 置ナリト認ム又其ノ各演習林ハ學理ノ研究及學生ノ演  
 習ノ為ニ要スルモノトシテ其ノ面積孰レモ廣大ニ失シ  
 多クトモ一〇〇〇町歩ノ地積ヲ以テ優ニ此等ノ目的ヲ  
 達シ得ヘシト認ムルカ故ニ各演習林ヲ通シ總テ此ノ程  
 度ニ縮少シ不用部分ハ之ヲ整理スヘキモノト認ム

\*注) 資料の通り改行(以下同様)

二、東京帝國大學北海道演習林  
 本演習林ハ北海道空知郡富良野町及山辺村ニ跨リ  
 其ノ坪数 七五二八二〇〇〇坪  
 （二五、〇九四町歩）

ニシテ其ノ内農耕適地約五、〇〇〇町歩ハ之ヲ林間植民  
 地トスル方針ニテ既ニ移植農民三百五十戸既墾地約  
 一、四〇〇町歩アリ未墾地三、六〇〇町歩ハ今後十箇年間  
 ニ之ヲ開拓セシムル豫定ナリト云フ而シテ本演習林ニ  
 付テモ前項北海道帝國大學ノ演習林ニ於ケルト同シク  
 學理ノ研究及學生ノ演習ノ為ニハ約一、〇〇〇町歩内外  
 ヲ以テ優ニ其ノ目的ヲ達シ得ヘシト認ムルカ故ニ適宜  
 此ノ程度ニ縮少シ残餘ノ林地ハ前記農耕適地ト共  
 ニ之ヲ整理スヘキト認ム

## 國有財産整理案（第二）大正十四年八月十二日閣議決定

## 一、盛岡高等農林學校

本校ハ盛岡市上田及岩手郡米内村ニ跨リ岩手郡御明神  
村及瀧澤村農場及演習林アリ

土地坪数 三、六五八、三〇四坪

建物坪数 三、五〇八坪

内

校舎敷地坪数 一〇、五五〇坪

実験農場土地坪数 六二、〇四一坪

植物園土地坪数 五、五七六坪

林學実習場土地坪数 七、七九三坪

運動場土地坪数 三、八九三坪

建物坪数 三、五〇八坪

経済農場土地坪数 三〇四、四一四坪

御明神演習林土地坪数 二、三六九、一五一坪

瀧澤演習林土地坪数 八九四、八八六坪

ニシテ其ノ内経済農場ハ百町歩以上ノ地積ヲ有シ其ノ  
経営ノ目的ハ東北地方未墾地開墾ノ方法ヲ攻究スルノ  
傍生徒指導ニ資セントスルニアリト云フモ斯ル方法ノ  
研究ハ農商務省又ハ地方廳ニ於テ行フヲ至當トシ又民  
地ノ経営方法其ノ他ニ付攻究スルモ其ノ目的ヲ達シ得  
ヘリ而シテ其ノ現状ハ約三十町歩ヲ開墾シ其ノ他ハ樹  
木散生ノ状態ニ放置シアリ之カ耕作モ亦主トシテ雇上  
人夫ニ依ルモノニシテ生徒ノ実習ニ充ツルモノニアラ  
サルカ故ニ本場ノ如キハ全部之ヲ整理スヘク又演習林  
ハ両者ヲ合シ約一、〇九〇町歩ニ達シ而シテ瀧澤演習林  
ハ各種樹林ヲ含シ演習林トシテ適當アルモ御明神演習  
林ハ林況劣悪ニシテ現在其ノ利用方法トシテハ其ノ一  
部ニ雜木林ノ伐採更新ヲ行ウニ過キサルカ如キヲ以テ  
本林ハ約二分ノ一ヲ存置スルヲ以テ足ルヘシ依ツテ御  
明神演習林ノ内約四〇〇町歩ハ之ヲ分割整理スヘキモ  
ノト認ム

## 國有財産整理案（第三）昭和二年七月二七日閣議決定

## 一、鹿児島高等農林學校

本校ハ鹿児島市上荒田町及鹿児島縣鹿児島郡中郡宇村  
ニ在リ其ノ諸用地及附属地左ノ如シ

土地坪数 一一、二〇八、四九八坪

建物坪数 三、三五八坪

内

構内

土地坪数 八九、三一〇坪

建物坪数 二、八五二坪

唐湊實習地（鹿児島郡中郡宇村）

土地坪数 二四、六五一坪

建物坪数 三〇坪

演習林（肝属郡牛根村）

土地坪数 九、三一五、六三〇坪

建物坪数 一二九坪

佐多農林實習場（肝属郡佐多村）

土地坪数 九四九、四六一坪

建物坪数 ○坪

種子島牧場（熊毛郡北種子村）

土地坪数 八二四、〇〇二坪

建物坪数 二八六坪

指宿植物試験場（揖宿郡指宿村）

土地坪数 五、四四四坪

建物坪数 六〇坪

ニシテ演習林九、三一五、〇〇〇餘坪ハ廣大ニ失スルカ故ニ約三、〇〇〇、〇

〇〇坪程度ニ縮小シ残地ハ之ヲ整理スヘキモノト認ム

國有財產整理案（第四）昭和三年三月二日閣議決定

一、京都帝國大學

本大學ハ京都市上京區吉田町ニ在リ其ノ諸用地及附属

地左ノ如シ

本部及法、工、文、理、經濟學部敷地坪数 四七、七七六坪

建物坪数 九、五一七坪

醫學部敷地坪数 一七、八四五坪

建物坪数 三、三七〇坪

醫學部附属醫院敷地坪数 四二、二二七坪

建物坪数 一〇、三四九坪

醫學部附属納骨墓地坪数 二〇〇坪

建物坪数 ○坪

理學部敷地坪数（北部）（京都市上京區北白川町）八、七四七坪

建物坪数 七八八坪

農學部敷地坪数（京都市上京區吉田町）四四、一二〇坪

建物坪数 ○坪

化學研究所、學生監官舎、學生寄宿舎及集會所敷地坪数 六、八七三坪

建物坪数 一、二五三坪

總長官舎敷地坪数 五五四坪

建物坪数 八一坪

給水々源地敷地坪数（京都市上京區北白川町）四八坪

建物坪数 四坪

#### 農學部附属演習林

内

蘆生演習林土地坪数（京都府北桑田郡知井村）六、六二七、一一五坪（地上權）

同事務所敷地及苗圃地土地坪数 一、五七一坪

建物坪数 ○坪

朝鮮演習林土地坪数（朝鮮慶尚南道及全羅北道）七二、七六八、〇〇〇坪（借地）

同事務所及苗圃地敷地坪数 五、一一四坪

建物坪数 八二坪

樺太演習林土地坪数（樺太新間郡新間村）三五、一四五、〇〇〇坪

同事務所及苗圃地敷地坪数 五、八四〇坪

建物坪数 八一坪

樺太亞屯川流域演習林（樺太敷香郡敷香村）二四、八四九、〇〇〇坪

臺灣基本林土地坪数（臺灣高雄屏東郡）約一八〇、〇〇〇、〇〇〇坪（借地）\*

理學部附属瀬戸臨海實驗所敷地坪数（和歌山縣西牟婁郡）九、七五三坪

上加茂觀測所敷地坪數（京都府愛宕郡上加茂村）〇坪

（國有林一〇、二四七坪使用）

建物坪数 五五坪

ニシテ農學部附属演習林ハ其ノ地積何レモ廣大ニ失シ

演習林トシテ必要ノ程度ヲ超越スルモノト認ムルカ

故ニ東京帝國大學北海道演習林ニ對スル整理案ノ趣旨

ニ遵ヒ其ノ面積ヲ相當程度ニ縮小整理スヘキモノト認ム

\*注) 京大の場合のみ、基本林という名称になっており、また借地と記述されている。台湾の各帝国大学演習林については総督府より使用許可を得ていたと思われるが、それをここでは借地と表していたと思われる。

#### 資料-3 台湾演習林整理意見に関する報告

(表-1 参照)

##### 報告書

臺灣所在主要ナル國有財產ニ付實地調査ヲ遂ケ別紙ノ通  
及報告候也

昭和四年十二月

元實查委員 大口嘉六  
 實查委員 和田彦次郎  
 同 矢作榮藏

特別委員長子爵青木信光殿

文部省所管

東京、京都、九州及北海道各帝國大學ニ於ケル演習林其他

イ、土地ノ現況

東京、京都、九州及北海道各帝國大學ニ於テ管理セル演習林其他  
 諸用地ノ所在及数量左ノ如シ

一、東京帝國大學

臺中州竹山郡新高郡所在

土地坪数 二九、六三七坪

建物坪数 三八四坪

外ニ臺灣總督府所轄ノ土地一七二、八六〇、〇〇〇坪

二、京都帝國大學

高雄州屏東郡所在

土地坪数 四、五六三坪

建物坪数 五八坪

外ニ臺灣總督府所轄ノ土地一八〇、〇〇〇、〇〇〇坪

三、九州帝國大學

臺北州文山郡所在

土地坪数五七九坪

建物坪数四六坪

外ニ臺灣總督府所轄ノ土地六、〇三五、二三八坪

四、北海道帝國大學

臺中州能高郡所在

土地坪数 三、七八四坪

建物坪数 七四坪

外ニ臺灣總督府所轄ノ土地二〇、五三八、〇〇〇坪

ロ、整理意見

東京、京都、九州、北海道各帝國大學演習林ハ孰レモ其ノ大

部分ハ之ヲ臺灣總督府所管地ヲ使用セルモノナルヲ以テ臺灣

以外ニ存スル演習林ト一括シテ適當ナル整理方法ヲ講スヘキモノ

ト認ム

参考

内地演習林ニ對スル整理意見

各演習林ハ學理ノ研究及學生ノ演習ノ為ニ要スルモノトシテ其ノ面積孰レモ廣大ニ失シ多クトモ一、〇〇〇町歩ノ地積ヲ以テ優ニ此等ノ目的ヲ達シ得ヘント認ムルカ故ニ各演習林ヲ通シ總テ此ノ程度ニ縮少シ不用部分ハ之ヲ整理スヘキモノト認ム<sup>(ママ)</sup>

資料-4 権太演習林整理意見に関する報告  
(表-1 参照)

營管國第三四五六號ノ二

昭和五年十二月六日

國有財產調查會幹事長

營繕管財局總務部長太田嘉太郎

國有財產調查會委員

文部次官中川健藏殿

権太所在國有財產實查報告書別冊及送付候處貴省所  
管ニ屬スル分ニ付テハ権太以外ニ存スル演習林ト一括シテ別途  
ニ適當ナル整理方法ヲ講スヘキ意見ニ有之候條之カ整理ニ  
關シ一般的ニ御考究ノ上其ノ結果御回報相成度右  
及照會候也

一、東京帝國大學権太演習林（一）

本演習林ハ権太榮濱郡榮濱村ニ在リ

敷地坪数（三九町二段四畝一九步）

一一七、七三九坪

建物坪数一四二坪

二、東京帝國大學権太演習林（二）

本演習林ハ権太榮濱郡榮濱村ニ在リ

敷地坪数（二〇、七一五町八段五畝一五步）

六二、一四七、五六五坪

建物坪数八〇坪

右権太ニ所在スル各帝國大學演習林ニ付テハ権太以外ニ  
存スル演習林ト一括シテ別途ニ適當ナル整理方法ヲ講スヘキ  
モノト認ム

\*注) なお、権太演習林関係の閣議決定についての資料は東大演習林には存在しないが、第八國

有財産整理案（1932（昭和7）年3月閣議決定）中に、文部省所管の四帝国大学演習林が明記されており、「別途適当な整理方法を講ずる」とされている（前出『昭和財政史8』p.131）

資料-5 九州帝國大学に関する整理意見  
(表-1 参照)

大正十年國有財産整理意見\*

- 一、京都帝國大學（略）
- 一、北海道帝國大學（略）
- 二、東京帝國大學北海道演習林（略）

一、九州帝國大學

イ. 土地ノ現況

本大學ハ福岡市外ニ在リ其ノ諸用地及附属地左ノ如シ

醫學部（福岡縣筑紫郡千代町）

土地坪数 八六、八〇八坪

建物坪数 一五、九六六坪

工學部（福岡縣糟屋郡箱崎町）

土地坪数 六〇、〇〇〇坪

建物坪数 五、一四一坪

農學部（福岡縣糟屋郡箱崎町）

土地坪数 四八、三〇一坪

建物坪数 一、五〇三坪

農學部附属農場（福岡縣糟屋郡中原村）

土地坪数 八〇、三三五坪

建物坪数 二七六坪

農學部附属演習林

内

生ノ松原地方演習林（福岡縣早良郡）一六四、五二六坪

糟屋演習林（福岡縣糟屋郡）一、一〇四、〇〇〇坪

臺灣演習林（台湾台北後仔溪流域）五八六、八〇〇坪

樺太演習林（樺太ボイエ川流域）六一、五一五、〇〇〇坪

朝鮮演習林（慶尚南道山清郡）八六、四一二、〇〇〇坪（借地）

臨海實驗所

土地坪数 二、四八九坪

建物坪数 一〇八坪

口. 整理意見

農學部附属演習林ハ合計一五五、〇〇〇、〇〇〇餘坪ヲ算シ

頗ル廣大ニ失スルカ故ニ各演習林共最高三、〇〇〇、〇〇〇坪程  
 度ニ縮少シ残地ハ之ヲ整理スヘキモノト認ム又生ノ松原地方  
 演習林ハ地積狭隘ニシテ演習林トスルニ足ラサルカ故ニ之ヲ  
 廃止整理スヘキモノト認ム

\*注) 本資料の表紙部分には大正十年と記されており、九州帝國大学の項には年月日は記されていない。ただし、九州地方の整理案が決定されたのは 1927 (昭和 2) 年であり、その土台となつた整理意見が作成されたのはその 1、2 年前と推測できる。

#### 資料-6 文部省「各演習林存置を必要とする事由」\*

(大藏省昭和財政史編集室編 1958『昭和財政史 8』東洋経済新報社 pp. 147-152)

##### (一) 大學の演習林は其の使命に鑑み決して過大にあらず

###### 1、演習林の使命

大學演習林は大學の學術的研究の資料となり學生教授上、實驗實習の施設及教材となり兼て一般林學上に貢獻せむとするものなり

###### 2、各所に必要なる理由

我邦は熱帶より寒帶に亘り樹種林相甚多様なるか為林學の研究及教授上各地に演習林を必要とす

###### 3、一地域に於て各大學か各自に演習林を所有する理由

各大學は各其の學術上の創意に基き独特の手段方法を以て試験研究を行ふによりて始めて充分に研究及實習の効果を挙げ得へし而して斯の目的を達するためには永年に亘り其の研究を継続するを要するか故に各自演習林を所有する必要あり

###### 4、事業区面積を要する理由

連年保続作業を經營し遂に法正林に導くに足る面積即ち少くとも一事業区を形成し得る面積は林業の単位なり斯くの如き森林にあらされは合理的林業の対象能はず

###### 5、其の他

大學演習林は其の使命たる學術研究の資材となり學生教授上實驗、實習の施設たるのみならず其の經營成績は相当にして決して不經濟施設とは認められず

又各演習林は永きは三十七年短きも約十年の經營により之を法正林に導き既に半は之に到達せると拘わらず今其の一部分を割き取るは其の各部をしていずれも不具ならしむるものなり又演習林の試験は林業試験の特性として数十年に亘って完結するもの少なからず今演習林を整理するは永年の観測を徒勞に帰せしむるものなり

##### (二) 演習林は特別会計法の性質上之を処分することを得ず

大學並學校図書館会計法の各々特別会計を立て資金を所有する所以のものは教育事業をして一般会計予算の影響を被ることなく財政上の独立を確保せしめんとするものにして學校より生する収入を以て學校經費を支弁し得るに至るを其の究極の目的とす即ち大學、學校図書館特別会計法か資金の支消を禁し之を増大を図って廳て政府支出金を要せざるに至る時期を俟て學校財政の独立

を期待するは之か為なり

演習林は此の特別会計の核心とも云ふべき資金を構成するものにして一面演習林本来の目的たる學術研究の資たり又學生生徒の教授上實驗實習の施設及教材たるのみならず他方資金の目的たる恒久的財源たる点に於て學校資金として極めて理想的性能を有すると謂うへし

今仮に現在の演習林が學術研究及學生生徒の實驗、實習上必要以上に過大なるものありとするも之を整理して他の種の資金に換ゆることは法律上可能なりと雖演習林が持つ資金としての性能より觀る時には大いに考慮を要すべき問題なり況や之を無償にて離權することは現行法上絶対不可能のことにつき屬す若しまた法律の改正を以てするも前述の特別会計法の根本趣意を変更せざる限り妥当する処置と云ことを得す

\*注) 同資料には年月日の記載がない。但し、文中に「各演習林は永きは三十七年短きも約十年の経営」と記述がある事から、1931年頃の作成だと判断できる。恐らく、資料-7の整理意見に対応して(もしくは事前に)作成されたものであろう。

#### 資料-7 国有財産調査会演習林に関する整理意見 (1931年6月)

(前掲『昭和財政史8』p. 152)

##### 第一案

東京、京都、九州及北海道各帝國大學の有する演習林は総面積四十二万一千八百町歩に上り一ヶ所數万町歩を超ゆるものも少なからず右は演習林として面積広大に失するものと認めらるるを以て各大學一地方に一ヶ所面積一万町歩以下に整理を為し餘積に付ては國に於て森林經營の目的に供するを必要と認めらるるものは夫々當該官庁の管理經營に移さしめ然らざるものは大藏省所管雜種財産として引継を為さしむるを適當と認む

尚右整理に関し法律改正の必要ありとせば改正の手続きを採られんことを望む

##### 第二案

(前文は一案と同じ) 一ヶ所一万町歩以下に整理を為し餘積に付ては國に於て森林經營の目的に供するを必要と認めらるるものは營林財産として各大學に管理を為さしめ然らざるものは各大學に於て速に処分を為し之を資金化せしむるを適當と認む(以下略)

##### 第三案

東京、京都、九州及北海道各帝國大學の有する演習林の面積は別表に示すか如く一様ならず即ち氣候樹種等の關係上同一状況に在りと認めらるる地方に於て或る大學は過大の面積を有するものあり或る大學は全然演習林を有せざるものあり又高等農林學校の演習林に付て見るに盛岡、鹿児島及三重の三高等農林學校は演習林を有するも他の學校は之を有せず其の演習林を有するものに付ても面積の相違甚だしきものあり如此或る學校に於ては必要以上に演習林を所有し他の學校に於ては之を有せざるか如き不公平の状態は之を改たむるを適當とするか故に氣候樹種等の關係上同一状況にある地方に於ては演習林を一ヶ所に定め且つ演習林として適當なる面積を定め各大學及各農林學校に於て共同に使用せしむる其他は之を整理するを適當と認む

##### 第四案

各帝國大學各高等農林學校に於て所有する演習林は其の面積概して広大にして演習林として必

要たる程度を超ゆるもの少なからず而して各学校に於て演習林を管理するの目的は学生の演習を目的とするの外尚各学校に於て一の事業として森林の経営を為すか如き実状に在り仍つて此の実状に鑑み国有財産法上新に学林財産なるものを設け学生の演習と森林の経営とを兼ねて目的とする一種の財産を認むることを適當とす

資料-8 第十一整理案に関する閣議決定  
(表-1 参照)

官會九〇號

昭和九年六月十二日

文部次官栗屋謙印

東京帝國大學總長小野塚喜平次殿

今般國有財産ノ整理ニ關スル件別紙寫ノ通り閣議決定シタルニ付其ノ趣旨ニ依リ夫々實行致度旨大藏大臣ヨリ照會有之タルニ付貴官ノ御意見承知致度

追而別紙整理案後段ノ希望事項ニ就テハ不日協議致度ニ付之カ具體案ニ關シ豫メ御考究置相成度申添フ

文部省所管（昭和九年四月十三日閣議決定）

一、各帝國大學及各高等農林學校演習林

文部省ノ管理ニ屬スル各帝國大學及高等農林學校演習林ニ付テハ國有財產調査會ニ於テ大正十年ヨリ昭和三年ニ亘リ實地調査ノ結果孰レモ其ノ面積廣大ニ失スルヲ以テ各一千町歩程度ニ之ヲ縮小、整理スヘシト決議セラレ夫々閣議決定ヲ經タルモノナルカ文部當局ニ於テハ一ハ演習林ノ使命ニ鑑ミ各演習林ノ面積ハ決シテ過大ニアラス他ハ特別會計法ノ性質上之ヲ整理スルコトヲ得ストノ理由ニ因リ整理セサリシヲ以テ國有財產調査會ハ昭和五年樺太所在各帝國大學演習林ヲ實地調査ノ結果右樺太ニ所在スル各帝國大學演習林ニ付テハ樺太以外ニ存スル演習林ト一括シテ別途ニ適當ナル整理方法ヲ講スヘキモノト認ムト決議シ閣議ノ決定ヲ經タリ依テ之カ整理問題解決ノ為特ニ小委員會ヲ設ケ國有財產調査會實查委員ノ實查報告其ノ他各種ノ参考資料等ニ依リ慎重ニ之カ審議ヲ為サシメ彼此勘案スルニ各演習林カ學理ノ研究及學生ノ演習ノ為ニハ既ニ閣議決定相成タル一千町歩程度ヲ以テ足レリトスル國有財產整理案ハ大体ニ於テ今尚相當ナリト認ムト雖各演習林ハ他面ニ於テ何レモ大學及學校圖書館資金ヲ構成シ大學及學校圖書館特別會計ノ重要ナル収入ノ財源タリ而シテ大正十年實地調査ノ際ハ各演習林ニ於テハ適切ナル施業計畫モナク殆ント放置セサレタル部分多カリシカ其後實地調査ノ回ヲ重ヌルニ從ヒ漸次改善ノ蹟見ルヘキモノ

アリ今回實地調査スル所ニ依レハ東京北海道兩帝國大學ニ於テハ各演習林ニ付夫々相當ナル施業計畫ヲ樹立シ合理的ニ山林ヲ經營シツツアルヲ以テ必シモ之ヲ整理スルノ要ナキモノト認メラル只演習林ノ名稱ハ其ノ實體ニ適合セサルカ故ニ宜シク適當ナル名稱ニ改メ之カ經營ニ付キテハ適當ナル施業計畫ヲ定メ最善ノ注意ヲ拂ヒ又地元住民ノ便益ヲモ考慮スルト共ニ一面學理ノ研究及學生ノ演習ノ為メ之ヲ使用スルコトヲ得シメ以テ名實相伴フコトヲ期スヘキモノト認ム

尙ホ大學及學校ノ所有スル演習林ハ一地方ニ偏在シテ全國的ニ普遍ナラサルノミナラス之カ収入財源トシテ觀察スルモ各大學及學校ノ間ニ頗ル公平ヲ缺クモノアルコトヲ否ム能ハス換言スレハ現在ノ演習林ハ統一的方針ヲ以テ各大學及ヒ學校ニ分配セラレタルモノニアラスシテ幾多ノ不備アルモノナリト云ハサルヘカラス依テ政府ハ将来ニ於テ演習林ノ地理的分配ノ適正及資金ノ權衡等ニ付キテモ慎重ニ考慮セラレ之カ弊ヲ改ムルコトニ留意セラレムコトヲ望ム

資料-9 北海道演習林整理に対する東大側の反論  
(表-1 参照)

大正十一年一月二十日

書記印 (染野)

演習林長印 (判読不能)

農學部長印 (判読不能)

總長印 (判読不能)

會計課長印 (判読不能)

庶務課長印 (判読不能)

營繕課長印 (判読不能)

北海道演習林整理ニ關スル件

印 (四月十九日送達済) 東京帝国大学乾第三二一號

按

本學農學部附屬北海道演習林整理ノ件ニ關シ十

二月五日付官會第五二三號ヲ以テ御照會有之候処

該森林ハ本来演習林ノ目的ヲ達成スルニ必要ナル規模

ニ於テ施設經營ヲナシ着々其効果ヲ収メツゝアルモノニシテ

今其面積ヲ官有財產調查會決議ノ通り整理縮小

スルコトハ同所演習林ノ目的効果ヲ全ク没却スルモノニ有

之候條整理實行見合セ相成様致度別紙理由書

添付此段及回答候也

年 月 日

## 總長名

文部大臣官房會計課長宛

## 理由書

## 一、演習林ノ目的

演習林ハ林學ニ關スル純學理及之カ應用特ニ林業經營上ノ研究ヲ行ヒ併セテ學生ニ對シ一施業区即チ保続的林業經營ノ単位タル森林区域ノ業務ヲ自己ノ責任ヲ以テ管理經營スルニ足ルヘキ教育ヲ施スノ用ニ供スルヲ以テ目的トス

林學ノ對象タル林業ノ態様ハ森林所在地ノ自然的要素並ニ經濟的關係ニヨリ其趣ヲ異ニスルガ故斯學ノ學理及應用ヲ研究セントスルニハ其地方固有ノ森林ニシテ且此ノ目的ノタメ設定セラレタルモノヲ以テ其用ニ供スルヲ必要トス故ニ外國ノ學術ヲ翻譯的ニ輸入スル能ハサルハ勿論一地方ノ森林ニ關スル研究ノ成績ヲ以テ直ニ他地方ノ森林ニ之ヲ適用スルコトモ難ク又普通ノ林業經濟ヲ目的トスル一般森林ヲ以テ之ニ代フルコトモ不可能ナリ夫ノ歐洲先進國ニ於テハ一般林業ノ十分發達整頓セル林區アルニ拘ラズ尙各山林學校ニ附屬演習林ヲ有スルハ之レガタメナリ

## 二、北海道演習林ノ面積ヲ縮小シ得サル理由

上述ノ如ク演習林ハ林學ニ關スル純學理及林業經營上ノ研究並ニ之ガ教育ヲ施スノ用ニ供スルモノナルヲ以テ其面積ハ少ナクトモ其所在地方ニ於テ理想の一施業区ヲ形成スルニ足ルヘキモノタルヲ要ス而シテ本學北海道演習林ハ創設ノ際充分ニ此ノ關係ヲ考慮シ其ノ面積ヲ定メタルモノナルガ故今之ヲ縮小スルトキハ演習林本来ノ目的ヲ達成スルコト能ハサルニ至ルベシ元來一施業区ヲ形成スルニ要スル森林面積ハ主トシテ林業ノ周約度即チ森林並ニ地方一般ノ經濟的關係森林ニ對スル勞働供給ノ多少及ヒ經營ニ從事スル者ノ教育程度技能等各種ノ條件ニ依リ其大サヲ定ムヘキモノニシテ例ヘハ諸外國ニ於ケル國有林一施業區ノ平均面積ハ

プロイセン 四、七六〇町歩

バイエルン 二、五二八 ヶ

ザクセン 一、六七一 ヶ

墺太利 五、二八七 ヶ

北米合衆國 四六、五三七 "

ニシテ其面積ニ如此著シキ相違アルハ主トシテ管理機關ノ  
組織並ニ事業ノ周約度ニ由ルモノトス  
而シテ我國ニアリテハ一般経済ノ進度彼ニ比シテ甚タ  
低ク林業ノ状態亦頗ル粗放ナルヲ以テ施業區ハ更ニ大  
ナル面積ヲ要スヘキハ論ヲ俟タサル所ニシテ今國有林一  
事業區（即チ施業區）ノ平均面積ヲ舉クレハ次ノ如シ

山林局所管國有林（内地） 一二、四三〇町歩  
北海道廳所管國有林（北海道） 二四、五五六 "

本學北海道演習林ノ面積ハ約二五、〇〇〇町歩（内岩石地三、一〇  
〇町歩）ニシテ略ホ北海道廳所管國有林ノ施業區平均

面積ニ匹敵スルハ其所在地及林況ノ關係ヨリ考察シテ  
頗ル適當ナルコトヲ知ルニ足ル尚獨逸國ニ於ケル二三ノ主  
要ナル山林學校附属ノ演習林面積ヲ例示センカ \*

### 一、プロイセン國エーベルスワルデ山林學校所属演習林ハ四箇

- 林區ニ分タレ其面積一八、七三九町歩即チ
- (1) ビーゼンタール林區 四、二一四町歩
  - (2) コリーン林區 五、三四四 "
  - (3) フライエンワルデ林區 五、〇六二 "
  - (4) エーベルスワルデ林區 四、一一九 "

### 二、同國ミュンデン山林學校所属演習林ハ二箇林區ニシテ其面 積六五六五町歩即チ

- (1) ガーレンブルグ林區 四、六五七町歩
- (2) カッテンビュール林區 一、九〇八 "

### 三、ザクセン國ターラント山林學校所属演習林ハ

ターラント林區一、二三六町歩  
ニシテ何レモ大体ニ於テ上掲セル當該國ノ平均施業區面積  
ニ一致シ又略ホ其地方ニ於ケル經濟ノ進度ニ相當セリ

### 三、北海道演習林経営の現況

#### 施業方針

本演習林ハ林學上ノ原理ニ基キ其主要樹種ノ生産ヲ  
永遠ニ保續シ且ツ事業ノ経済効果ヲ最大ナラシムヘキ施業  
方法ニツキ研究ヲナス為メ規正的擇伐作業ヲ行ウ外  
林木ノ状況ニ應シテ種々ナル作業方法ヲ適用シ又各種  
學術的試験ヲ行ヒツヽアリ本演習林ニ於ケル林木ノ更  
新ハ努メテ天然更新法ニ依ルヲ本則トスルモ林地ノ状  
況ニ應シテ人工植栽法ニヨリ更新ヲ圖リツヽアル面積モ亦  
尠ナカラズ而シテ此ノ場合ニハ本道固有ノ主要林木ノ外  
内外國產有用樹種ノ造林ニ關スル試験ヲ兼ネ行フコ

トトシ既ニ今日迄植栽シタル面積ハ一千餘町歩ニ達シ  
就中歐州産タウヒ及北海道産トゞマツノ造林

成績ハ頗ル良好ニシテ本道ニ於ケル一般造林上ノ参考  
ニ資スル所尠カラス

#### 林内植民

本演習林ノ作業ハ凡テ研究又ハ試験ノ意味ニ於テ施行  
スルヲ以テ之ニ使役スル人夫ハ誠實且熟練ナル者ヲ必  
要トス然ルニ當地方ハ人口尚希薄ニシテ普通ノ労

働者ヲ得ルニモ困難少カラザリシヲ以テ此要求ヲ充  
タスト同時ニ土地ノ生産力ヲ活用シツ、防火ノ効ヲ完

カラシメ又農林労働調節並ニ地力ノ衰頽セル農地

ニ對シ農林地交替ノ方法ヲ研究實驗スル為森林ノ

一部開墾適地ヲ區劃シ林内植民ヲナシツ、アリ今

日マテノ既墾地面積既ニ一千四百余町歩其戸数三

百六十戸ニ達シ著々予期ノ目的ヲ収メツ、アリ

上述セル如ク本林内ノ開墾農地ハ林業經營ト離ル

ヘカラサル關係ヲ有シ林地ト不可分ノ性質ヲ有スルモノニシテ

一般開墾地ト同一視スヘキモニアラス

#### 治水上ノ設備

前項林内植民ノ用ニ供スル農地ノ選定ニ際シテハ地質

地勢ノ關係ヲ考察スルコト勿論ナルモ同時ニ其治水

上ニ及ホス影響ヲ顧慮シ河岸ニハ堤防地保護ノタメ

ニ現存樹林ヲ残シテ之ヲ保育スルカ或ハ新ニ護岸ニ

適スル樹種ノ植栽ヲ行ヒ水源地ニ對シテハ施業上ノ制限

ヲナシ又水源地林況ト河川水量ノ關係ニ就キ調査

ヲ行ヒ之ニ關スル設備ヲ特ニナサントシ既ニ之ニ着手セリ

#### 交通設備

本演習林設置以來交通運搬用トシテ開設セル道路

ノ延長三十餘里ニ達シ尚林產物搬出用トシテ七哩ノ

軌道ヲ敷設シタリ

其他本演習林ニ於テ施行シツ、アル試験事項ノ内其主要

ノモノヲ擧クレハ次ノ如シ

#### 氣象觀測

#### 立地調査

#### 造林ニ關スル事項

#### 苗木養成

#### 林木ノ生長ニ關スル事項

#### 木材利用率調査

主要樹種ノ工藝的並ニ化學的性質ニ關スル調査

## 火災跡地取扱法

以上

\*注) 当時ドイツの山林学校は国有林を実習用地として使用していた。志賀や浜尾が見学して、東大に伝えた演習林とはその実習地であったと思われる。大学が教育研究に専用できるという意味では演習林と同じであるが、所有・管理という点ではここでの大学側の反論の趣旨とは違う森林であったとも言える。その点の議論については他日を期したい。

資料-10 台湾演習林整理に対する東大側の反論  
(表-1 参照)

印 (東京帝国大学庶回第二九二號)

印 (東京帝国大学營午第二一八號)

昭和五年五月十三日

書記 印 (染野)

演習林長 印 (蘿部)

農學部長 印 (岩住) 印 (大岡) 印 (吉村) 印 (安達)

總長 印 (小野塚)

營繕課長 印 (内田) 印 (三宅) 印 (高木) 印 (森下)

會計課長 印 (木村) 印 (原)

庶務課長 印 (江口) 印 (堀越)

川瀬嘱託 印 (川瀬)

印 (達濟 五月二十四日)

臺灣演習林整理ニ關シ

文部次官ニ回答ヲナスノ件

按

本學農學部附属臺灣演習林整理ニ關シ二月十二日付官會一八

號ヲ以テ御照會有之候處該森林ノ各部ハ演習林ノ目的ヲ達ス

ルニ必要ナルモノトシテ施設經營セラレ着々其効果ヲ収メツ、アリ

實查委員報告書ノ通り之ヲ整理スルコトハ該演習林ノ機能ヲ滅

却スルモノト存候條整理實行御見合セ相成候様致度別紙理

由書添付此段及回答候

年 月 日

總長

文部次官中川健藏殿

### 理由書

#### 一、演習林ノ目的

演習林ハ高等ノ林學教育ニ必要缺クヘカラサル設備ニシテ林學ニ関スル學理ノ研究及試験ヲナシ學術上必要ナル標本林ヲ供シ學生ノ演習ヲナシ殊ニ學生ニ對シ所謂一施業區即チ合理的保続的林業經營ノ單位タル林區ノ管理經營ヲ教授スルノ用ニ供スルヲ以テ目的トス。林學ノ對象タル林業ノ態様ハ森林所在地ノ自然的要素並ニ經濟的關係ニヨリ其趣ヲ異ニスルカ故ニ斯學ノ學理反（及の誤記？）應用ヲ研究教授セントスルニハ其地方固有ノ森林ニシテ且ツ此目的ノ為メ設置セラレタル演習林ヲ以テ其用ニ供スルヲ必要トス。殊ニ林業ノ特徵ハ自然ヲ善用スルニ在ルモノナルヲ以テ林學ノ基礎トシテ各種天然林ノ研究ヲ要シ從ッテ領土各地ニ於ケル演習林ノ必要最切ナルモノアリ又林學ノ研究及試験ハ數十年間繼續シテ之ヲ行フニアラサレハ其成績ヲ舉クルコト能ハサルモノ多キヲ以テ普通ノ林業經營ヲ目的トスル一般森林ヲ以テ演習林ノ用ニ充ツル能ハサルヤ明ナリ。

#### 二、臺灣演習林ヲ縮小シ能ハサル理由

臺灣演習林トシテ總督府ヨリ土地ノ無償貸付ヲ受ケタル土地ハ五万七千六百二十町歩（一七二、八六〇、〇〇〇坪）ト稱スルモ實測ノ結果ニ徹スレハ三万九千六百町歩（一一八、八〇〇、〇〇〇坪）ニ過キス而モ此内人民ノ植栽ニ係ル保管竹林二千七百六十町歩、林内殖民貸地及總督府集蓄予定地約三千四百町歩、各地ニ散在セル岩石地、荒廃地、崩壊地等約一万町歩ヲ除ケハ演習林トシテ使用シ得ヘキ面積ハ正味二万三千四百四十町歩（七〇、三二〇、〇〇〇坪）ニ過キス。本演習林ハ海拔七百尺ニ初マリ一万三千有餘尺ニ至ルヲ以テ森林帶上亜熱帶ヨリ暖帶、温帶、寒帶ニ亘レル四帶ノ林相ノ推移ヲ一個所ニ連續的ニ展開セルモノトシテ林學研究上並ニ標本林トシテ他ニ比類ナキモノト云フモ過稱ニアラス而モ二三万町歩ノ面積ヲ以テ此四帶ヲ包含スルモノナルヲ以テ形状狹長ナルヲ免レス何レノ部分ヲ除クモ其林相ノ自然的推移ノ連續ヲ絶ツコト、ナルカ故ニ本林ノ面積ハ縮小ノ餘地ナシ。前述ノ如ク本演習林ハ四帶ニ亘リ各帶固有ノ樹種ヲ保育シ其種類甚豊富ナリト雖モ經濟上ヨリ見ルトキハ其割合ニ有用樹種ノ多カラサルコトハ臺灣森林一般ノ缺陷タルヲ免レス故ニ本演習林ノ使命ハ其特有ナル自然要素ヲ基調トシテ樹類ノ改良ヲ圖ルヲ以テ第一義トシ本林設置以來或ハ人工造林ニヨリ或ハ天然更新ニヨリ有用樹類ノ増殖ニ努メ既ニ今日マテ造林シタル樹類ハ個々ノ見本樹ヲ除キ約二十七種面積一千町歩以上ニ達シ各地ニ散在セリ就中亜熱帶林區ニ於ケルチーク、油桐、暖帶區ニ於ケル規那及廣葉杉、暖温兩帶ニ跨ル内地杉、扁柏及紅檜ノ造林ハ其成績良好ニシテ殊ニ臺灣ニ於テ杉、扁柏造林ノ極メテ有望ナルハ本學ノ試験ノ結果発見セラレタル處ナリ。

ト謂フモ可ナリ此等各地ニ散在セル造林地ハ其最初ノ伐採期ニ  
 達スル迄其自身一々試験地ニテ其研究ヲ繼續スルヲ要スルハ勿論  
 更ニ其面積ヲ擴張スルヲ要シ此外豊富ナル熱帶亜熱帶樹類ニ付  
 キ各種ノ試験及教材用トシテ今後尚少ナクトモ數千町歩ノ試験造林地  
 ヲ必要トス  
 又天然林中學術上特ニ價値アル部分ニハ夫々天然林相保存ノ為メノ  
 禁伐區及標本林、並ニ作業種試験ノ為メノ試験地ヲ設ケテ永ク  
 本島固有ノ樹林ノ保存ヲ圖ルト共ニ其生態學的推移ノ研究ヲナス  
 ヲ要ス此為設置セルモノハ樟禁伐林約千町歩、原生林保存区域  
 千七十七町歩及各樹種天然見本林三百九十六町歩ノ外作業種試  
 驗三百五十町歩合計三千八百二十三町歩ニ達シ且ツ各地ニ散在セリ  
 終リニ本演習林ハ遠隔ノ地ニ僻在スルニ拘ラズ夏季休暇ノ際來  
 リテ演習ニ從事スル學生每年少カラス又一般視察者ニシテ参考ノ  
 為メ本林ヲ訪フモノ多シ此等演習者見學ノ為メ本林ノ各施設  
 ヲ存置スルノ必要ナルハ言ヲ俟タス  
 之ヲ要スルニ本演習林ハ大体ニ於テ縮小ノ餘地ナキコトハ前述ノ如キ  
 モ唯本林東側陳有蘭溪ノ左岸ニ連ナル農耕貸下地及其附近  
 ノ平坦ナル草原地域ハ本林事業ニ差支エナキ限り蕃界開発ノ為メ將  
 来適當ナル時機ニ之カ整理ヲナスハ敢テ妨ナキモノト認ム

資料-11 横太演習林整理に対する東大側の反論  
 (表-1 参照)

印 (東京帝国大学庶回第三四號)

昭和六年一月一六日

書記 印 (染野)

演習林長 印 (蘭部)			
農學部長 印 (麻生)	印 (大岡)	印 (吉村)	印 (安達)
總長 印 (小野塚)			
會計課長 印 (木村)	印 (吉田)	印 (原)	
營繕課長 印 (内田)	印 (三宅)	印 (高木)	
庶務課長 印 (江口)	印 (堀越)		
川瀬嘱託 印 (川瀬)			

印 (昭和六年一月廿八日送達済)

樺太演習林整理其他ニ關シ文部省

ニ對シ回答ヲナスノ件

印 (東京帝国大学庶第三、〇五三號) 案

本學農學部附屬樺太演習林整理其他ニ關シ客年

十二月二十三日付官會二〇〇號ヲ以テ御照會ノ趣了承

右ハ別紙記載ノ理由ニヨリ整理實行御見合セ相成  
候様致度此段及御回答候也

年 月 日  
總長  
文部次官宛

### 理由書

#### 一、一般演習林ノ目的並ニ之ヲ整理スヘカラス理由

演習林ハ高等ノ林學教育ニ必要缺クヘカラサル設備ニシテ林學ニ  
關スル學理ノ研究及試験ヲナシ學術上必要ナル標本林ヲ供シ學  
生ノ演習ヲナシ學生ニ對シ合理的林業經營ノ單位タル法正林  
ノ形態並ニソノ管理經營ヲ教授スルノ用ニ供スルヲ以テ目的トス  
林學ノ對象タル林業ノ態様ハ森林所在地ノ自然要素並ニ經濟  
關係ニヨリ其趣ヲ異ニスルカ故ニ斯學ノ學理及應用ヲ研究教  
授セムトスルニハ其地方固有ノ森林ニシテ且此目的ノ為設置セラレ  
タル演習林ヲ以テ其用ニ供スルヲ必要トス、殊ニ林業ノ特徵ハ自  
然ヲ善用スルニ有ルヲ以テ林學ノ基礎トシテ各種天然林ノ研究  
ヲ要ス從ツテ我領域内各地ニ於テ演習林ノ必要最モ切ナルモノナリ、  
尚亦林學ノ研究及試験ハ數年或ハ數十年間繼續シテ之ヲ  
行フニ非レハ其成績ヲ舉クルコト能ハサルノミナラス經營上理想トスル  
法正狀態ヲ具有セル森林ヲ得ンニハ終始一貫セル方針ノ下ニ  
少ナクトモ數十年間施業ヲ繼續セサルヘカラス、是レ一般森林ヲ以  
テ演習林ニ代フルコトノ絶對不可能ナル所以ニシテ他面演習林  
ハ相當廣大ナル森林ヲ必要トスル所以ナリ。

現在各地ニ散在スル演習林ハ何レモ設置以來長年月間此  
目的方針トノ下ニ刻苦經營セラレ今ヤ永キハ三十餘年ヲ  
超ヘ漸次理想狀態ノ現出ヲ見ツ、アルモノニシテ若シ不幸ニシテ  
<sup>(ママ)</sup>其完壁ヲ傷クルカ如キ整理ヲ行ハシカ三十年ノ努力ノ結果ハ  
全ク水泡ニ歸シ斯學ノ研究上最大ノ支障ヲ來スノミナラス此  
種ノ學術的資料延イテハ一國林業ノ指導的水準ハ永久ニ失  
ハルヽコトヽナラン、故ニ現在ニアリテハ演習林ノ整理縮少ハ全ク餘地  
ナキモノト思料ス。<sup>(ママ)</sup>

#### 二、樺太演習林ヲ縮少シ能ハサル理由

本演習林ハ大正三年國有林ノ移管ニヨリ設置セラレタルモノニシテ森林  
植物帶上寒帶北部ニ屬シ過半針葉樹ノ原生林ニシテ主要  
樹種ハ北海道ノ夫ト共通ナルモノアルモ林相及生態ニ於テハ著シク  
彼ト趣ヲ異ニシ寧ロ對岸露領沿海州ノ森林ニ近似ス、即チ亞細  
亞大陸東北部一帶ノ森林ヲ代表スルモノトシテ林學ノ研究資料  
並ニ教材トシテ必要缺クヘカラサルモノナリ、殊ニ現時樺太ハ所謂北洋

材ノ主要生産地トシテ林業界ニ主要ナル地位ヲ占ムルニ拘ハラス其  
森林ノ合理的施業法カ未タ確立スルニ至ラサルノ事實ニ鑑ミハ本  
演習林ノ存在ノ意義ノ極メテ重大ナルヲ知ルニ足ラン。

次ニ本演習林カ現ニ實行シ又ハ計劃シツ、アル事業内容ノ大要ヲ  
述ヘンニ教材施設又ハ研究事項ハ針葉樹天然林相見本林三個  
所、闊葉樹天然林相見本林四個所、内外樹種見本林二個所、  
原生林保存林禁伐区四個所、樹木園二個所、量水試験林二個所、  
天然更新試験林三個所、天然林撫育試験地一個所、林木造成  
試験地三個所、土地改良試験地一個所、原生林林相推移観測  
地二個所、生長試験地六個所、海岸防風防潮試験地一個所  
ニシテ何レモ北部寒帶林ノ研究上主要ナルモノナリ。  
就中原生林ノ天然更新試験ハ最モ緊要ナルモノニ属ス、由来喬林ノ  
天然更新法ハ様式甚多岐複雜ナル上其得失ヲ究メントセハ長  
年月ニ亘レル實驗觀測ノ實蹟ニ俟タサルヘカラサルモノニシテ本學ハ演  
習林設置以来特ニ力ヲ本問題ノ解決ニ注キ試験地ニ於ケル  
結果ハ之ヲ大規模ナル實際施業ニ應用シツ、アリ、最近樺太  
廳カ多年採用來タリタル法式ヲ捨テ、本演習林ノ現ニ施行シ  
ツ、アル法式ニ近似セルモノヲ採用スルニ至リタル事實ハ偶々以テ  
演習林ニ於ケル研究實驗ノ功績偉大ナルヲ証スルニ足ル、然リト  
雖モ林木ノ天然更新ハ造林學上至難ノ問題ノ一ニシテ本林ニ於テ  
モ從来ノ研究ヲ繼續スルト共ニ更ニ新タナル方面ニ付キ試験研究ノ  
施設ヲ行ヒ之カ解決ニ資セントス。

本演習林ノ面積ハ約二万二千町歩ナルモ上記試験地ノ外本  
林ニハ山頂部ニ散在シ現ニ無價値ニ近キ森林合計六千三百四  
十八町歩、保安林的性質ヲ有シ施業ノ制限ヲ要スルモノ合計  
七百八十五町歩アリ、合理的ナル林業經營ノ實驗研究ニ供シ  
得ル部分ハ約一万一千七百町歩ニ過キス、此面積ハカヽル僻遠ナル  
地方ニ於テ營林上法正ナル森林ヲ造成セントスルニハ寧口過小ニ  
失スル憾アリ。以上述フル如ク本演習林ハ整理縮少ノ餘地ナキ  
モノト思料ス。  
終リニ本演習林ハ其位置僻在スル為當時學生ノ實習ニ供シ  
難キモ夏期休暇ノ際來ツテ實習ニ從事スルモノ年々數名  
乃至十數名アリ、今後施設ヲ完備シ尚多數ノ學生ヲシテ  
實習セシメントス。

資料-12 第十一整理案に対する東大意見（第一案）\*  
 （表-1 参照）

（手書きメモ）

第一案廃

七月七日総長室ニ於テ総長、學部長、庶務会計課長、演習林長會議  
 七月十日総長室ニ於テ総長、營繕、庶務、会計課長、演習林長會議  
 ノ結果第二案ノ如ク改ム

國有財産整理ニ關スル意見

本學演習林ハ一面學理ノ研究試験及學生ノ實習ノ為  
 メ之ヲ使用スルト共ニ適當ナル施業計畫ヲ樹立シ合理的  
 ニ山林ノ經營ヲナシ又地元住民ノ便益ヲ圖ル為ニ慣行特  
 賣其他地元需要材ノ拂下、町村助成金ノ交付、小學校  
 補助、道路補助、產業組合ノ指導等ヲナシ且山林ノ經  
 營ノ模範ヲ示スニ力メ其収益ヲ以テ本學特別會計ノ収  
 入ノ財源トナスモノナルヲ以テ「演習林」ナル名稱ハ其効用ノ全  
 幅ヲ盡スニ足ラザル、嫌ナキニアラズト思考セラレ之ヲ「演習資  
 金林」等適當ナル名稱ニ改ムルヲ可ナリト認ム  
 尚ホ後段希望事項ニ關シテハ本學演習林ノ如キハ最初  
 ヨリ林學ノ試験研究及び學生ノ實習ノ為メ其當時ニ於テハ  
 始シド無價値ノ森林ヲ交付セラレタルモノ多ク多額ノ投資ト苦  
 心經營ノ結果交通機關ノ開發ト相俟ッテ現在ノ價值ヲ  
 生スルニ至レルモノニシテ當初ヨリ資金トシテ價值高キ森林ヲ  
 分配セラレタルニアラズ故ニ仮令現在ニ於テ相當ノ價額ヲ有ス  
 ルトスルモ是レ分配ノ不備又ハ不公平ニヨルモノト稱スベキニアラズ  
 尚本學ハ其林學々生數ヨリ見ルモ全學ノ豫算ヨリ見ルモ  
 他大學ニ比シ約二倍ノ面積ノ演習林ヲ有スルヲ公平トスペシト  
 雖モ現在ノ面積ハ他大學ト大差ナシ只本學演習林ノ収入ハ比  
 較的多額ナルモ是レニハ多年ノ投資及經營ノ結果ナルトニハ  
 本學ハ他大學ノ如ク立木賣却ヲ行ハズ進歩セル自當斫伐  
 ヲ原則トスル為メ豫算カ立木賣却ノ場合ニ比シ多額トナルニ  
 起因スルモノナリ且本學演習林ハ地理的分配略其宜シキヲ  
 得タルヲ以テ本學演習林ニ關シテハ将来地理的分配ノ適正及  
 資金ノ權衡ニ付考慮スルノ要ナシ

## 資料-13 第十一整理案に対する東大意見（第二案）\*

(表-1 参照)

(朱書メモ) 第二案、確定、総長ヨリ文部大臣へ提出ノ旨

國有財産整理ニ關スル意見 印（蘭部）

本學演習林ハ林學ニ關スル學理ノ研究及試験ヲナシ學術上必要  
 ナル標本林ヲ供シ學生ノ實習ヲナシ學生ニ對シ林業經營ノ單位タ  
 ル法正林ノ形態並ニ其ノ管理經營ヲ教授スルノ用ニ供スルヲ以テ  
 主タル目的トナシ之カ為メニハ小面積ノ森林ヲ以テ足レリトセス各地方  
 ニ應シ適當ナル面積ヲ以テ一事業區トシ相當ナル施業計畫ヲ樹立  
 シテ合理的ニ林業ノ經營ヲナシツ、アルト共ニ一面地元住民ノ便宜ヲ  
 圖ル為メニ從來慣行特賣其ノ他地元需要材ノ拂下、町村助  
 成金ノ交付、小學校補助、農山村ノ指導等ヲナシ來リタルモノニシテ  
 且其ノ經營ノ結果トシテ生スル収益ヲ以テ本學特別會計ノ収入ノ  
 財源トナスモノナルヲ以テ「演習林」ナル名稱ハ或ハ其ノ効用ノ全  
 幅ヲ盡スニ足ラサルノ嫌ナキニアラスヤト思考セラレ之ヲ「學用林」等  
 適當ナル名稱ニ改ムルモ不可ナント認ム  
 尚ホ後段、希望事項ニ關シテハ本學演習林ノ如キハ最初  
 ヨリ林學ノ試験研究及ビ學生ノ實習ノ為メ其ノ當時ニ於テハ價  
 値乏シキ森林ヲ交付セラレタルノ多ク多額ノ投資ト苦心經營ノ  
 結果交通機関ノ開發ト相俟ッテ現在ノ價值ヲ生スルニ至レ  
 ルモノニシテ當初ヨリ資金トシテ價值高キ森林ヲ分配セラレタル  
 ニアラス故ニ假令現在ニ於テ相當ノ價值ヲ有スルトスルモ是レ分配  
 ノ不備又ハ不公平ニヨルモノト稱スヘキモノニアラス尚ホ本學ハ其ノ林  
 學々生數ヨリ見ルモ全學ノ豫算ヨリ見ルモ他大學ニ比シ約二  
 倍ノ面積ノ演習林ヲ有スルヲ公平トスヘシト雖モ現在ノ實測面積  
 ハ他大學ト大差ナシ只本學演習林ノ収入ハ比較的多額ナルモ  
 是レニハ多年ノ投資及經營ノ結果ナルトニハ本學ハ他大學ノ  
 如ク立木売却ヲ行ハス進歩セル自營研伐ヲ原則トスル為メ  
 豫算カ立木賣却ノ場合ニ比シ多額トナルニ起因スルモノナリ

\*注) 資料-12、13には作成年が記されていないが、資料-11の閣議決定への反論を内容として含むので、それぞれ1934(昭和9)年6月、7月頃の作成であると思われる。

## Growth of Suspension Cultured Cell of *Populus euphratica*, *Populus alba* cv. Pyramidalis and *Populus maximowiczii* × *Populus plantierensis* in NaCl Containing Medium

Hailong SHEN, Shin WATANABE and Yuji IDE

Tolerance for gradually enriched NaCl concentration was evaluated for the suspension cultured cells of *Populus euphratica*, *Populus alba* cv. Pyramidalis and *Populus maximowiczii* × *Populus plantierensis*. During the subculture, cells developed their adaptability for NaCl stress in *P. euphratica* and in *P. alba* cv. Pyramidalis. At the end of the sixth subculture, *P. euphratica* could grow in a medium containing 200 mM NaCl and *P. alba* cv. Pyramidalis could grow in 150 mM NaCl. Cells of each species could survive in 200 mM NaCl after ninth subculture in every species. Such surviving cells still have the ability for callus regeneration after the fifth or sixth subculture.

## The Discussion for the Reduction of The Tokyo University Forests in the Prewar Period —The Response of The University of Tokyo to the Project for Rearranging National Property—

Yoichiro OKUYAMA

The Tokyo University owned experimental forests of a very large area in Hokkaido, Sakhalin, the Korean Peninsula, Taiwan in the period before the Firse World War. But, in the Project for Rearranging National Property, that began in 1929, reduction of the University's experimental forests was planned. The experimental forests in Hokkaido and overseas colonies were plamed to be reduced to 1000 ha. The Ministry of Education and The University of Tokyo objected to this. As a result the reduction plan was stopped.